

9月22日本会議再開（第5日目）

1. 出席議員 14名
- | | | | |
|------|----------|------|----------|
| 1番議員 | 小宮山 定彦 君 | 8番議員 | 栗田 隆 君 |
| 2 〃 | 大森 茂彦 君 | 9 〃 | 朝倉 国勝 君 |
| 3 〃 | 山城 峻一 君 | 10 〃 | 滝沢 幸映 君 |
| 4 〃 | 祢津 明子 君 | 11 〃 | 吉川 まゆみ 君 |
| 5 〃 | 中島 新一 君 | 12 〃 | 西沢 悦子 君 |
| 6 〃 | 大日向 進也 君 | 13 〃 | 塩野入 猛 君 |
| 7 〃 | 玉川 清史 君 | 14 〃 | 中嶋 登 君 |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- | | |
|----------|---------|
| 町 長 | 山村 弘 君 |
| 副町長 | 宮崎 義也 君 |
| 教育長 | 清水 守 君 |
| 会計管理者 | 柳澤 博 君 |
| 総務課長 | 臼井 洋一 君 |
| 企画政策課長 | 大井 裕 君 |
| 住民環境課長 | 竹内 禎夫 君 |
| 福祉健康課長 | 伊達 博巳 君 |
| 商工農林課長 | 竹内 祐一 君 |
| 建設課長 | 関 貞巳 君 |
| 教育文化課長 | 堀内 弘達 君 |
| 収納対策推進幹 | 長崎 麻子 君 |
| まち創生推進室長 | 清水 智成 君 |
| 総務課長補佐 | 瀬下 幸二 君 |
| 総務係長 | |
| 総務課長補佐 | 細田 美香 君 |
| 財政係長 | |
| 企画政策課長補佐 | 宮下 佑耶 君 |
| 企画調整係長 | |
| 保健センター所長 | 竹内 優子 君 |
| 子ども支援室長 | 鳴海 聡子 君 |
4. 職務のため出席した者
- | | |
|--------|----------|
| 議会事務局長 | 北村 一朗 君 |
| 議会書記 | 宮崎 あかね 君 |
5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

- 第 1 請願・陳情について
- 第 2 発委第 3号 坂城町議会会議規則の一部を改正する規則について
- 第 3 議案第52号 令和2年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 4 議案第53号 令和2年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5 議案第54号 令和2年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6 議案第55号 令和2年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 議案第56号 令和2年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 議案第57号 坂城町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第58号 令和3年度坂城町一般会計補正予算（第4号）について
- 第10 議案第59号 令和3年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 第11 議案第60号 令和3年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第12 議案第61号 令和3年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 第13 議案第62号 令和3年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 追加第 1 議案第63号 令和3年度坂城町一般会計補正予算（第5号）について
- 追加第 2 発委第 4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について
- 追加第 3 発議第 2号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書について
- 追加第 4 閉会中の委員会継続審査申し出について
- 追加第 5 発議第 3号 選択的夫婦別姓制度の法制化について議論を求める意見書について

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（小宮山君） おはようございます。ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前に、カメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「請願・陳情について」

議長（小宮山君） 所管の常任委員会に審査を付託いたしました請願・陳情において、委員長から審査結果の報告がなされております。

お手元に配付のとおりであります。

請願第2号「選択的夫婦別姓制度の法制化について議論を求める意見書の提出を要望する請願」及び請願第3号「選択的夫婦別姓制度について国会審議推進を求める意見書を国に提出することを求める請願書」は、同趣旨と判断し、一括議題といたします。

なお、この2件の請願につきましては、付託いたしました総務産業常任委員会においても、一括議題として審議し、委員長報告は不採択でありました。

請願第2号「選択的夫婦別姓制度の法制化について議論を求める意見書の提出を要望する請願」及び請願第3号「選択的夫婦別姓制度について国会審議推進を求める意見書を国に提出することを求める請願書」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手多数により）採択」

請願第4号「トリチウムなどの放射性核種を含むALPS処理水の海洋放出方針決定の撤回を求める請願」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手少数により）不採択」

◎日程第2「発委第3号 坂城町議会会議規則の一部を改正する規則について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）採択」

議長（小宮山君） 日程第3「議案第52号」から日程第6「議案第56号」までの令和2年度一般会計及び各特別会計決算認定案については、去る9月13日の会議において、各常任委員会に審査を付託した案件であります。

その審査結果について、各委員長から報告がなされております。

◎日程第3「議案第52号 令和2年度坂城町一般会計歳入歳出決算認定について」

議長（小宮山君） 最初に、総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

総務産業常任委員長（栗田君） 総務産業常任委員会の審査報告を申し上げます。

去る9月13日の本会議において、総務産業常任委員会に審査を付託されました議案第52号「令和2年度坂城町一般会計歳入歳出決算」のうち、歳入及び歳出の款1議会費、款2総務費のうち項1総務管理費中、目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費、項3戸籍住民基本台帳費を除く総務費、款3民生費のうち項1社会福祉費中、目5人権同和推進費、目6隣保館運営費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中、目10合併処理浄化槽設置費、款5労働費、款6農林水産業費、款7商工費、款8土木費、款9消防費のうち項1消防費中、目4水防費、目5防災費、款10教育費のうち項2小学校費、目1小学校総務費中、スマートエネルギー設備導入事業、款11災害復旧費のうち項3公共施設等災害復旧費を除く災害復旧費、款12公債費、款14予備費の各事項について、9月14日、15日の2日間にわたり、委員全員の出席の下、委員会を開き、審査にあたっては、町長、副町長の出席を得て、説明員として総務課長、会計管理者、企画政策課長、商工農林課長、建設課長、収納対策推進幹、まち創生推進室長、隣保館長、会計室長、工業振興幹、議会事務局長及び各担当の係長等の出席を求めて、所管による関係資料を得る中で、慎重かつ詳細に審査を実施いたしました。

以下、委員会において審査された概要についてご報告申し上げます。

<歳入>

- 法人町民税について、前年と比べ大きく減額となっている要因は。
- △ 台風19号の被害による影響及び税率改正などによるものが主である。
- 法人町民税の税率改正による影響額は。
- △ おおむね7,500万円の減額である。
- 法人町民税の税率改正は、町税の中に法人町民税が占める割合が大きい自治体にとっては大きな影響があったという解釈でよろしいか。
- △ 自治体の減収分の補填措置として新たに創設された法人事業税交付金として5,600万円ほどが交付されたが、当町のように法人町民税の税収に占める割合が大きい自治体にとっては、交付金を勘案しても大きな減収となる。
- 新型コロナ感染症の影響による固定資産税の納税猶予の額と件数は。
- △ 額は281万円、件数は4件である。
- 前年度と比べるとふるさと寄附金は4千万円以上の増額となっているが、令和2年度に町民が他市町村へふるさと納税を行ったことによる寄附金控除の額は。
- △ ふるさと納税に係る町の寄附金控除額は700万円ほどである。
- 不動産売払収入の内容は。
- △ 国道18号バイパス用地として町有地を売却したほか、名沢川の砂防堰堤用地の売却や赤線な

どの払下げを行った。

<歳出>

(総務課)

- 会計年度任用職員の数は。
- △ 令和2年度については、フルタイム職員が26名、パートタイム職員が164名で、合計190名である。
- 公用車の更新についての考え方は。
- △ 使用年数、車両の状態、使用頻度、貸出し状況等により順位づけを行い、計画的な更新や修理を行っている。
- 特別定額給付金給付事業について、給付の実績は。
- △ 給付世帯は6,219世帯で全体の99.66%、人数では1万4,843人で全体の99.81%であった。拒否は1世帯で2人、未申請者は16世帯23人であった。
- 未申請の理由は。
- △ 町内に住所はあるが実際には居住していなかったり、臨戸訪問も行ったが、結果的に未申請となった。

(会計室)

- コンビニ収納の件数は。
- △ 町税に係る件数は1万55件であった。
- コンビニ収納の税目ごとの利用率は。
- △ 個人住民税30.27%、固定資産税17.84%、軽自動車税37.86%、国民健康保険税15.78%である。

(企画政策課)

- 温泉管理事業の持続化負担金の算定基礎は。
- △ 令和元年度の振興公社の年間売上げと新型コロナウイルスの影響で減少した令和2年度の売上額を比較し、減少額の2分の1を基に算出した。
- 地域づくり活動支援補助について、防災関連が多く見られ、自治区からの申請に偏りがあると考えられるが、見解は。
- △ 災害の多発で災害対策への関心が高まっているせいと考えている。本来、地域の自主的な活性化事業を支援するものなので、多様な活用が可能である。広く周知し、支援を継続していく。
- スマートエネルギー設備設置補助金について、太陽光発電施設及び蓄電池設備の交付件数の推移と今後の見通しは。
- △ 太陽光発電施設は、平成30年度22件、令和元年度27件、2年度は20件である。蓄電池設備については、それぞれ10件、17件、27件と、蓄電池の需要が増えている。今後も積極

的な活用を推進していく。

- ふるさと納税返礼品提供事業者数と品目数は。また、果樹等の不作により返礼品が届かなかった事例はあるか。
 - △ 令和2年度には24事業者、品目数は166品目である。返礼品が届けられなかった事例はない。
 - 町が主体となって今後実施される国際交流事業は。
 - △ 令和3年度から、長野地域連携中枢都市圏の連携事業として実施している日本語教室のような多文化共生に資する事業を進めていきたい。
 - スマートタウン構想事業の調査等委託の内容は。
 - △ CO₂削減と災害時の避難所機能の維持のため、再生可能エネルギーと蓄電設備を併用した設備設置についての調査である。
 - 電子自治体事業の具体的な運用例は。
 - △ 市町村行政ネットワークにより、国や他市町村とのメールや文書のやり取りを安全に行っている。また、一部行政手続の電子申請も行っている。
 - 部落解放同盟町協議会の活動内容は。
 - △ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で集会や大会が中止やオンラインとなったため、資料の印刷、配布などを行った。
 - 集会所管理委託の内容は。
 - △ 集会所の管理を部落解放同盟に委託し、網掛集会所に13万8千円、上平集会所に12万8千円を支出している。このほかに、同和問題地域交流事業として各種教室の開催を35万円で委託している。
- (商工農林課)
- テクノハート坂城協同組合への定住促進委託の成果は。
 - △ 町では把握の難しい町内企業に勤務している方々の居住実態、採用状況の調査業務を委託している。これらを移住定住事業や人材確保、育成事業等に生かしている。
 - 有害鳥獣の捕獲頭数は。
 - △ 昨年度の猟友会による捕獲実績は、ニホンジカ100頭、イノシシ16頭、アナグマ1頭、タヌキ1頭、ツキノワグマ3頭で、合計121頭。漁協からの委託を受けて、サギ9羽、カワウ1羽を駆除した。
 - 今後の有害鳥獣対策は。
 - △ 猟友会会員を増やす取り組みや侵入防止柵の設置、また住民への勉強会も計画していきたい。
 - 昨年の離農者数は。また、農地の利用件数は。
 - △ 離農者数の把握はできない。令和2年度の利用権設定件数は186件であった。

- 農業次世代人材投資資金事業の件数と交付期間は。
- △ 最長5年で、現在5名が交付を受けている。
- 同事業の人材発掘はどうなっているか。
- △ 就農相談を役場で随時行っている。また、長野地域就農相談会、市町村・JA合同就農相談会などへの参加もしている。
- 松くい虫防除対策の効果は。また、健康被害への対応は。
- △ 松くい虫被害本数はほぼ横ばいとどめている。健康被害の報告はここ数年ない。
- 空中散布は他市町村では中止している。ネオニコチノイド系の農薬は海外では禁止されていると聞いているが、町の考えは。
- △ 他市町村での中止は、森林は所有者が管理するものという考え方、それと住民の声などからの政治的判断と考えている。当町で使われている農薬は、国の基準で安全が確認され、認可されたものである。
- 森林譲与税を活用して整備される際の個人負担は。
- △ 個人負担はない。
- 新型コロナウイルス感染症緊急対策事業における効果は。
- △ 適時適切な事業を実施し、支援ができたものと考えている。
- 町制度資金の支援策はいつまでか。
- △ 新型コロナ対策については、感染症の終息をもって終了する。
- 取得した鉄の展示館西側土地の利活用は、駅周辺の施設等と一体で検討すべきではないか。
- △ 駅周辺の観光、商業施設と関連性を持たせ、防災機能を持った公園、緑地などとして利活用を検討していく。
- 道路改良事業A09号線の進捗状況は。
- △ 昨年度末までに用地取得、支障物件の補償契約を完了させた。今年度より事業に着手し、順調に進んでいる。

(建設課)

- 町単補助事業の公有財産購入費、用地代の内訳は。
- △ 道路拡幅に伴う入横尾及び新地地区の用地代である。
- 社会資本整備総合交付金の補助率と起債の充当率は。
- △ 事業のメニューにもよるが、補助率は50または55%で、起債は補助裏の90%が充当できる。
- 若草橋以南の町道A01号線の道路整備状況は。
- △ 金井工区は現在も継続中で、早期の完成を目指したい。
- 役場国道入り口の64号橋の進捗状況は。

- △ 令和2年度工事で、道路拡幅に伴う埴科用水の交差部を改修した。河川占用の許可を受けた後に、道路のり下の用地買収を行い、順次拡幅工事を行う。
- 町営住宅、改良住宅の入居戸数、募集戸数、募集停止戸数の状況は。
- △ 令和3年3月末現在、入居戸数は122戸、募集戸数は31戸、募集停止戸数は66戸となっている。
- 住宅リフォーム補助事業の経済効果は。
- △ 一つの指標として、令和2年度の補助金交付に係る全体の工事費は2,530万円となっている。
- 公園管理センターの管理運営方法は。
- △ びんぐしの里公園の管理業務は、町が指定管理者の坂城町振興公社に委託している。その中で、和平も含めた公園の受付業務については、公社が味ロッジに委託している。委託契約については整理し、見直しも含め、検討したい。
- 公園管理委託料の内容は。
- △ びんぐしの里公園と和平公園管理業務は坂城町振興公社へ、そのほかの公園の草刈り等管理業務はシルバー人材センターに委託している。
- しなの鉄道への補助の内容は。
- △ 沿線市町の出資割合に応じて、しなの鉄道が令和9年度まで順次行う46両の車両更新について、継続して負担を行う予定である。

(議会事務局)

- 政務活動費の返還状況は。
- △ 14人中4名から合計12万3,097円の返還があった。
- 地方議会議員の厚生年金制度加入について、国の動きは。
- △ 坂城町議会として意見書を平成28年12月と昨年6月議会で採択し国へ提出した経緯もあるが、現在のところ、国の動きは見えてこない。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第52号「令和2年度坂城町一般会計歳入歳出決算」のうち、総務産業常任委員会に審査を付託されました各事項について、全員の賛成をもって、原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で、総務産業常任委員会の審査報告といたします。

議長(小宮山君) 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

(「進行」の声あり)

議長(小宮山君) これにて質疑を終結いたします。

次に、社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長（滝沢君） では、社会文教常任委員会の審査報告を申し上げます。

去る9月13日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第52号「令和2年度坂城町一般会計歳入歳出決算」のうち、歳出の款2総務費のうち項1総務管理費中、目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費、項3戸籍住民基本台帳費、款3民生費のうち項1社会福祉費中、目5人権同和推進費、目6隣保館運営費を除く民生費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中、目10合併処理浄化槽設置費を除く衛生費、款9消防費のうち項1消防費中、目4水防費、目5防災費を除く消防費、款10教育費のうち項2小学校費、目1小学校総務費中、スマートエネルギー設備導入事業を除く教育費、款11災害復旧費のうち項3公共施設等災害復旧費の各事項について、9月14日、15日の2日間にわたり、委員全員の出席の下、委員会を開き、審査にあたっては、町長、副町長及び教育長の出席を得て、説明員として住民環境課長、福祉健康課長、教育文化課長、公民館長、図書館長、こども支援室長、食育・学校給食センター所長、保健センター所長、各保育園長、ふれあいセンター所長、子育て支援センター所長及び各担当の係長の出席を求めて、所管による関係資料を得る中で、慎重かつ詳細に審査を実施いたしました。

以下、委員会において審査された概要についてご報告申し上げます。

<歳出>

(住民環境課)

- 防犯灯工事の内容は。また、町・区管理の内訳とLED灯の内訳は。
- △ 19区から40か所の新設・改修要望があり、6区について6か所対応した。町防犯灯は1,600灯あり、町管理716灯、区管理884灯である。そのうち、LED灯は10%の160灯である。
- 町内での特殊詐欺の状況と、特殊詐欺等被害防止装置設置費補助の効果は。
- △ 2年度中の認知件数は0件で、3年度も1件に抑えられており、効果はあると認識している。
- 自動車急発進防止装置取付費補助金の交付件数は。
- △ 令和2年3月から同様の補助制度を国でも始めたこともあり、1件である。
- 戸籍住民基本台帳一般経費の備品購入費の内容は。
- △ 不正防止の印字を行う自動契印とじ機の購入である。
- 外国籍の方の住民登録の状況は。
- △ 令和3年3月末現在、ブラジル124名、中国78名、ベトナム71名、フィリピン57名、タイ29名、その他95名の計454名である。
- ごみ指定袋自治区あっせんの趣旨は。また、全地区で実施しているのか。
- △ 自治区への手数料入金による財政支援と、高齢や障がいのある方へのごみ指定袋購入の機会確保が目的である。あっせんは、各区の判断で行っていない区もあり、2年度は24区で実施した。

役場窓口を含め、27か所で販売している。

○ 河川水質調査等委託料の調査箇所数は。

△ 5つの用水路、8つの河川の15か所を年4回調査している。調査結果については、毎年、広報さかきでお知らせし、町民の皆様に河川の水質保全への理解と協力をお願いしている。

○ 飼い犬の登録状況と、前年度に比べ頭数が大幅に減っている要因は。また、狂犬病予防注射未実施犬への対応は。

△ 令和2年度末現在で747頭である。死亡による自然減のほか、2年度は飼育状況調査を行い、死亡届の未提出などで既に飼育されていない犬を登録台帳から外したため減少した。未実施犬へは、飼い主へ督促の通知を送るほか、犬の飼育指導等を統括している保健所と連携を図り、予防注射接種の啓発に努めている。

○ 消防施設一般経費の繰越理由は。

△ 移動系防災行政無線の無線機の部品が、新型コロナウイルス感染症の影響で中国からの調達が遅延したためである。

○ 現在の消防団員数は。また、団員確保のための方策は。

△ 265名である。団員確保については、各区長への協力依頼や、成人式、町民運動会などのイベントでのPRや広報紙、防災行政無線等でも随時広報を実施している。また、新たな方策も検討する。

○ 令和2年度、消防団の出動状況は。

△ 火災による出動は0件で、行方不明者の捜索で2日間、延べ28名が出動した。

(福祉健康課)

○ 生活困窮者等自立相談支援事業委託についての状況は。

△ 町社協に委託しており、担当職員は2名。2年度は延べ858件の相談があり、県や、まいさぼ信州長野等と連携して対応している。

○ 保健福祉施設等複合施設整備基金積立ての方針は。

△ 予算執行や決算見込み等を踏まえ、可能な積立てをしていきたい。

○ ヤングヒューマンネットワーク事業の状況と成果は。

△ 新型コロナウイルス感染症の影響で婚活イベントの実施はないが、結婚相談所及び長野結婚マッチングシステムの活用により、婚活を支援した。2年度は、過去のイベントを通じて2件の成婚があった。

○ 社協の結婚相談所及び長野結婚マッチングシステムの登録者数は。

△ 結婚相談所は、男性14名、女性5名、長野結婚マッチングシステムは、男性7名、女性3名である。

○ 繰越で補助をした老人福祉施設の状況と今後の町内施設の見通しは。

- △ 町内の地域密着型特別養護老人ホームで20床から29床へ増床を行った。当面、町内のほかの入所施設での増床は計画されていない。
- ふれあいセンターの利用状況は。
- △ 新型コロナウイルスの影響による施設の利用制限で一般利用者は減少したが、浴室は年間4,282人の利用があり、前年度の3,604人に比べ増加した。
- 更埴地域シルバー人材センターでの受注内容と町内登録人数は。また、負担金の割合は。
- △ 民間事業所での草取りや清掃業務、公共分野での選挙立会人や宿直業務、一般家庭での草刈りなどで町内の登録人数は令和3年3月末で142人である。負担金は、前年10月1日時点での住民基本台帳の人口割合により千曲市と按分している。
- 老人福祉センター改修工事と備品購入費の内容は。
- △ 電力供給に係る配線等の工事である。備品購入費は、サーモグラフィーを購入し、配置した。
- 重度障がい者在宅介護応援特別給付金の内容は。
- △ 対象者は重度障がい者介護慰労金と同じ要件で、月2,500円を半年ごとに支給した。対象者は18人で、満額支給は15人であった。
- 補助犬飼育費補助金の内容は。
- △ 県の身体障害者補助犬給付要綱に基づき、盲導犬の給付を受けた1名に対し、月額3千円の支給を行っている。年度途中で盲導犬が役割を終えたため、日割りで算出をした。
- 手話通訳者の登録者数と派遣状況は。
- △ 町内には県の登録手話通訳者はいないが、派遣の際は近隣の登録者に依頼している。2年度は、人権を尊重し豊かな福祉の心を育む町民集会や個人の就職支援で派遣を行った。
- 生活管理指導短期宿泊事業と、生きがい活動支援通所事業の状況は。
- △ 生活管理指導短期宿泊事業は、在宅での生活が困難になった場合などに、養護老人ホームはにいな寮に短期で宿泊し、支援を行う。生きがい活動支援通所事業は、老人福祉センターで火曜日と木曜日、ふれあいセンターで金曜日に実施し、要支援や要介護状態にならないように介護予防や生きがいづくりに役立っている。
- 寝具洗濯等サービス、訪問理美容サービスの利用状況と周知は。
- △ 寝具洗濯等サービスは延べ28人が利用し、訪問理美容サービスは19人で46回の利用があった。対象となる要介護3から5の寝たきり等登録者には、毎年、事業の案内を通知している。
- 予防費一般経費の心理判定員等謝礼の内容は。
- △ 乳幼児健康診査などで発達面などが気になる子をフォローするためのたんぼぼ教室の臨床心理士、作業療法士、言語聴覚士への謝礼である。
- 信州上田医療センターの医師確保事業の状況は。
- △ 令和5年度までの地域医療対策事業として補助を行っており、2年度の医師数は74人である。

- 産後ケア事業と不妊・不育治療費助成費の実績は。
- △ 産後ケア事業は、宿泊型が2人で11日、訪問型が1人で5日の利用があった。不妊治療は20人に助成をし、このうち8人が妊娠につながった。不育症治療の助成はなかった。
- 予防接種に追加となったロタウイルスの内容は。
- △ ロタウイルスは、子どもの胃腸炎の原因となるもので、令和2年10月から定期予防接種となった。
- 食育・健康づくり推進事業のうち、児童館夏休み食育健康教室の内容と今後の方向性は。
- △ 例年は児童と一緒に調理実習を行いながら、食に関する栄養の学習等を行っていたが、2年度は新型コロナウイルス感染症拡大のため、あらかじめ作っておいたものを試食する形式を取った。今後、新型コロナウイルスの感染状況を考慮しながら、引き続き実施をしていきたい。

(教育文化課)

- 南条・坂城保育園の園舎補修工事の内訳は。
- △ 南条保育園は、下水道の減免メーターの故障による取替えと、園内の配電分散工事である。坂城保育園は、未満児保育室エアコン取替えと給湯用ボイラーの使用不可により、給湯器取替え工事である。
- 研修会等参加の状況は。
- △ 各保育園での福祉職員障害研修、新任職員研修、キャリアアップ・チームリーダー研修等に参加した。コロナ禍で、リモート研修もあったが、保育研究大会等の延期や中止により、研修会自体の数は減った。
- 坂城保育園の一時預かりが減少した理由は。
- △ 里帰り出産や第2子出産に伴う利用の減少である。
- 広域入所の内訳は。
- △ 委託は上田市へ3名である。受託は、南条保育園4名、村上保育園1名で、上田市から3名、千曲市・長野市が1名ずつである。
- 児童館で、コロナ禍での行事の内容は。また、学生ボランティア等の受入れは。
- △ 令和2年度は飲食を伴うイベントは実施できなかったが、手遊び、人形劇、図書館利用など、密にならない活動を行った。例年、高校生などのボランティアを受け入れていたが、2年度はコロナ感染症拡大を考慮し、実施を見送った。
- 子育て支援センターでの相談内容は。その中に、虐待やネグレクトの相談等があったか。また、通報後の対応は。
- △ 家庭支援と子どもの発達支援が主である。虐待は、2年度14件の通報を受け、児童相談所へ通報・連絡のケースもあった。通報後の対応は、まずは子どもの安全を確保し、通報内容や家庭環境によって異なるが、子どもが通園・通学している場合は、関係機関で個別支援会議等を開き、

情報共有を行い、必要な支援をしている。

○ 教育委員の活動内容と情報共有は。

△ 学校の設置管理や教科書の採択、教育課程編成に関わる承認、児童生徒に関わることなどや教育方針を決定している。また、毎月の定例会や各学校の研究会に参加し、情報共有している。

○ 学校施設長寿命化計画策定業務の内容は。

△ 公共施設等総合管理計画で、個別施設計画の学校施設版を業者に委託して作成したものである。今後、効率よく施設の長寿命化を図っていくための計画を策定した。

○ 就労支援コーディネート補助金の内容は。

△ テクノハート坂城協同組合へのコーディネート業務に対する補助で、2年度より実施している。町内企業等の求人や人材確保の状況を把握・収集し、坂城高校や特別支援学校高等部を訪問して、学校側へ就労に関する情報提供などを行っている。

○ 外国籍の児童生徒支援事業の内容は。

△ 2名の県費職員が配置され、1名は南条小学校に籍を置き坂城小学校と兼務で、もう1名は村上小学校に設置された日本語教室で支援を行っている。また、町支援員は、国・県で補助し切れない部分の支援を行っている。日本語の勉強や日本文化に触れる活動を行い、日本語への不慣れや悩みを聞くなどの支援を担当と連携しながら行っている。

○ 教育コーディネーターの活動と、義務教育修了後の支援が必要な生徒に対する取り組みは。

△ 学校の先生方を対象に、学校運営に関わる指導・助言として学級運営・授業改善など指導を行っている。また、義務教育修了後の支援については、就労支援コーディネート事業など、教育・心理カウンセラーを中心に切れ目のない支援に努めている。

○ G I G Aスクール構想推進事業の内容と端末の管理方法、また持ち帰りについての考え方は。

△ 児童生徒1人1台の端末については、教職員等も含め1, 186台整備するとともに、高速で大容量の通信が可能な校内通信ネットワークの整備を行った。1人1台の端末は、各教室に同時に整備した充電保管庫で保管している。町では、受験生である中学3年生から先行して持ち帰りができるよう、ルールづくりや準備を進めている。

○ G I G Aスクール構想を進めるにあたり、教職員の働き方は。

△ 学校ごとに、授業だけでなく、朝の日報の作成や子どもの健康観察をデータ化して見るなど、工夫した取り組みを行っている。G I G Aスクール推進委員が各学校に配置され、課題点等、教職員全体で共通理解を持って取り組み、校務のデジタル化が進む中、教員の負担軽減も図られており、指導案等も共有して情報交換している。

○ 公有財産購入費で、用地の取得先と面積及び単価は。

△ 図書館南側の駐車場用地を土地開発公社から買い戻したもので、面積は1, 919. 38平米、単価は平米1万7, 107円である。

- 図書館の貸出し冊数の推移は。また、学校ごとの貸出し冊数の差は。
- △ コロナ禍による休館の影響もあり、令和2年度は元年度より2割減であった。貸出し冊数は、児童数の違いで差が出るが、どの学校に対しても利用促進の働きかけを行っていく。
- 埋蔵文化財発掘調査事業の保存処理委託の委託先と内容は。
- △ 奈良県の元興寺文化財研究所に、青木下遺跡出土の金属製品の保存処理を委託した。また、保存処理は2年度をもって全て終了した。
- 文化センター予備耐震診断の内容は。
- △ 耐震診断のための事前診断であり、建物の概要、設計図等により、耐震補強工事が可能か調査した。耐震補強により、長寿命化を図ることができると判断された。
- 生涯学習推進事業について、専門講座のうち、2年度新規の講座は。
- △ 「知って得するヘアケア術」「お片づけ講座」「松代焼に挑戦」「気軽に「聞香」でリフレッシュ」の4講座である。
- 繰越の体育館施設整備事業の内容は。また、耐震改修工事の主な内容は。
- △ 元年度事業として実施した文化センター体育館の耐震診断業務委託について、新型コロナウイルスの影響により、当初年度末の3月に開催予定であった耐震診断に係る審査会が4月に先送りになったためである。体育館は、耐震工事と合わせて大規模改修を行う。耐震補強としては、梁、壁面の強化等である。大規模改修としては、ボイラーの撤去、空調設備の刷新、照明のLED化、トイレの洋式化、2階観覧席の落下防止対策等である。
- 食育推進会議の中で、地産地消についての協議内容は。また、町内産の割合は。さらに、2年度、新たなアレルギー対応の検討は。
- △ 町内の地産地消を推進する団体と野菜の納入について打合せを行っている。町内産の野菜や果物を使い、積極的に推進していく。町内産の割合は26.5%である。アレルギー対応については、米粉パンの提供を行うことを検討した。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第52号「令和2年度坂城町一般会計歳入歳出決算」のうち、社会文教常任委員会に審査を付託されました各事項について、全員の賛成をもって、原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で、社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長（小宮山君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

（「進行」の声あり）

議長（小宮山君） これにて、質疑を終結いたします。

審議の途中ですが、ここで換気のため10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時53分～再開 午前11時03分）

議長（小宮山君） 再開いたします。

ただいま、お手元に追加議案の提出がありました。

お諮りいたします。ただいま提出された議案を日程に追加いたしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小宮山君） 異議なしと認め、日程に追加することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

（「進行」の声あり）

議長（小宮山君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

10番（滝沢君） では、議案第52号「令和2年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」、賛成の立場から討論をいたします。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、3密の回避や新生活様式への移行など、私達を取り巻く環境が大きく変化した年でありました。また、緊急事態宣言等での社会経済停滞による事業所等への影響もあり、国レベルでその対策に取り組んだ年でありました。

町においては、流行を繰り返す新型コロナウイルス感染症に対し、その時期に応じた様々な支援策や感染予防対策等が実施され、また、町民に対して感染状況に応じた情報提供を行うなど、新型コロナウイルスによる影響の抑制に努められ、事務負担も大きく増加したものと思います。

今後も、コロナによる影響はもとより、町を取り巻く社会情勢や環境の変化などを敏感に捉えながらまちづくりが進められるよう期待するところであります。

さて、町の令和2年度一般会計歳入歳出決算であります。歳入総額は90億489万2千円、歳出総額は89億3,692万3千円となっております。

歳入のうち自主財源の根幹をなす町税につきましては、前年度に対し約2億3,700万円減額の25億3,741万円であり、主なものとして法人町民税が約2億8,600万円の減収となりました。

減収の要因としては、法人税割の税率の引下げによる制度的な影響も含まれるものとのことではありますが、ものづくりのまちである坂城町にとって、町内企業の動向が町財政に大きく影響することを改めて実感したところであります。

町内企業の業況につきましては、製造業を中心に、生産量や売上げが回復してきているとお聞きする中で、今後も町内企業の皆様の英知とリーマンショック等今までの困難を乗り越えてきた底力を信じ、併せて町のさらなる支援を要望し、町内企業の皆様がますます活躍されることを期待しております。

一方、町税の収入未済額については、全体で前年度と比較し約30万円増加しております。コ

コロナ禍での厳しい状況ではありますが、財源の確保や負担の公平といった観点から、地方税滞納整理機構などとも積極的に連携し、改善に努めていただくよう要望するところでございます。

地方交付税については、普通交付税において算定の基礎となる基準財政需要額が増額算定されたことにより、交付額については増額となり、前年度に対しプラス9.4%、特別交付税では、令和元年に算定された災害復旧に係る費用分の減額等により減額となったものの、地方交付税全体ではプラス3%、約3,300万円の増額となりました。

地方交付税は、一定の行政サービスを提供するための財源として保障されるものであり、引き続きその安定確保については、国、県等関係団体に対し、強く働きかけをお願いする次第であります。

国庫支出金については、各年度の実施事業により金額が増減するもので、令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策費用として特別定額給付金事業補助金や子育て世帯臨時特別給付金事業補助金、地方創生臨時交付金等の交付により、大きな増額となりました。これらのコロナ関連交付金等については有効に活用され、様々な事業が迅速に展開されたことに敬意を表するところであります。

寄附金については、多くの方からふるさと寄附等をいただいたことで、前年度と比較すると約4千万円の増加となっております。さらに魅力ある返礼品等の充実を図り、より多くの寄附がいただけるような取り組みを期待するところであります。

繰入金については、南条小学校プール改修工事など、小学校施設整備事業等に対する文教施設整備基金の活用、遊具修繕等公園施設整備事業に対する公園整備基金の活用、長野広域連合のごみ処理施設建設負担金に対する広域行政事務基金の活用など、目的に応じた特定目的基金からの繰入れが行われました。

また、新しく保健福祉等複合施設整備基金を創設したほか、今後の様々な行政需要に備え、目的基金に積立てを行うなど、財政運営の健全化に向け、今後も一層の計画的かつ的確な基金運用をお願いする次第であります。

町債については、道路改良や橋梁修繕事業など、公共事業等債や、移動系防災行政無線更新事業や、村上小学校蓄電設備設置事業などの緊急防災・減災事業債、しなの鉄道の鉄道車両更新事業に係る一般事業債、また、昭和橋や消防団ポンプ操法訓練場などの災害復旧事業債などで、借入額は前年度と比較して約1億3,900万円の増額、年度末起債残高は前年度に比べ約1億3千万円の増額となっております。

町の一般財源の標準的な規模に占める起債の元利償還額の割合である公債費比率は、前年度と比べマイナス1ポイントであり、起債の償還が進んでいることがうかがえるところではあります。借入にあたっては有益性等を考慮する中で、将来負担を見据えた借入れをお願いしたいと思います。

次に、歳出であります。令和2年度は例年になく新型コロナウイルスに関連した新たな事業が数多く実施されました。

初めに、1人10万円を支給した特別定額給付金給付事業では、5月末から申請を受け付け、9月はじめには町民1万4,843人への支給を終了しており、迅速な対応が図られたものと考えます。

また、コロナ禍においても、子ども達に継続した学習環境を提供するための仕組みづくりとして、急遽計画を早めて実施した児童生徒1人1台の端末と情報ネットワークを整備するGIGAスクール構想推進事業については、年度内に機器の整備を完了し、今後、ICT機器を活用した教育指導の充実に期待するところであります。

続いて、地域の特性に応じた支援等の対策費用として、国から交付された地方創生臨時交付金を活用しての事業については、社会経済の停滞により影響を受けた事業所への支援として、経営安定資金の借入れに対する保証料や利子への補給、小規模事業者等持続化応援支援金や飲食業者等事業継続支援金の支給、また、子育て世帯への応援事業のほか、医療機関及び福祉施設への感染症対策費用助成金などの支援金の支給のみならず、地域における消費喚起を促すためのスタンプラリーの実施など、時期に応じたきめ細やかな事業展開となっております。

併せて公共施設等の手洗い場の自動水洗化や入り口への手指消毒液、サーモグラフィーの設置、カウンターへの飛沫防止板の設置のほか、各区への非接触式体温計や手指消毒液、マスク等の配布など、地域を含めた感染予防対策も図られております。

新型コロナウイルス感染症は、いまだ終息の見えない状況ではございますが、引き続きその時々に応じた支援や対策等と併せ、町民への適正な情報発信につきましても、迅速に実施していただくことを要望いたします。

続きまして、新型コロナウイルス関連以外の事業といたしましては、ハード事業として災害時の避難所の持続的な電力供給とCO₂削減による地球温暖化対策の実現を目的とした村上小学校への蓄電設備の設置や、新工業団地造成に併せ整備するA09号線道路改良事業が進められたほか、町内の基盤整備や長寿命化対策として、継続事業である鼠橋、昭和橋などの橋梁修繕、A01号線道路改良・道路舗装の修繕事業など着実に実施され、町民生活に密接に関わる基盤の整備に努められました。

また、ソフト事業につきましては、坂城町犯罪被害者等支援条例を制定し、犯罪見舞者支援金を支給したほか、定住人口の増加に向けた取り組みとして、空き家バンク登録物件への移住に対しての片づけ費用やリフォーム費用の助成、町に移住・定住される方の新築住宅を取得する費用の支援、結婚する若者に対し新生活を送る費用の助成など、様々な事業が展開されており、引き続き積極的に取り組んでいただきたいと思います。

高齢者の安心・安全の確保では、高齢者への特殊詐欺被害防止対策として、自動的に通話の内

音を録音する機能のある電話機など、特殊詐欺等対策機能つき電話機の購入費用に対する補助を新たに開始したほか、移動手段としての循環バスについて、運転免許証返納者の運賃無料化に加え、バス停以外でも乗降できる「どこでものれーる」により、利用者の利便性の向上を図るなど、きめ細やかな配慮がうかがえるところであります。

子育て支援では、保育園を利用する3歳から5歳までの子どもの副食費について、第3子以降の子どもや住民税非課税世帯の子どもについては、町独自の軽減措置により無料とする取り組みに加え、さらなる軽減に向けた検討が行われるなど、子育て世代の経済的負担に対しての配慮がなされていることと考えます。

また、令和2年度においては、子育てに関する様々な情報や、町が提供する案内などをスマートフォン等で手軽に受け取れる子育て支援アプリの運用が開始され、子育てをされている親御さん等へのサポート手段の一つとして、多くの人に利用いただいていることを期待するところでございます。

その他といたしまして、不妊治療費、不育症治療費に係る助成や妊産婦健診費用の助成、保健指導の必要な産婦への産後ケア事業を実施するなど、子どもを産み育てるための環境整備を積極的に進められております。

一方で、町の行事やイベント等については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、ばら祭りに始まり、町民まつり坂城どんどん、町民運動会や、前回好評でありました坂城駅前葡萄酒祭りなど、残念ながら中止となりました。また、未来を担う子ども達のグローバル感覚を養う貴重な機会であるアメリカ、タイへの研修や中国との国際交流もかないませんでした。新型コロナウイルス感染症の感染者数の発表に一喜一憂することなく、町民の皆様と楽しめるイベント等を開催できる日が一日でも早く訪れることを切に願うところであります。

続きまして、財政健全化法に基づく健全化判断指標については、実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率など、全ての指標において早期健全化基準を下回り、健全な状況で推移しているとの報告がありました。今後においても、起債残高等に留意し、より一層の健全化に向けた取り組みをお願いする次第であります。

さて、町の最上位計画であります坂城町第6次長期総合計画が策定され、そのほかにもまち・ひと・しごと創生総合戦略や公共施設個別施設計画等様々な計画が令和3年度にスタートしております。今後も、時代の変化と多様化する町民ニーズに的確に対応し、計画に掲げた目標を達成すべく、町の将来像である「輝く未来を奏でるまち」を目指して進めていかれることを期待申し上げ、私は、議案第52号「令和2年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定」につきまして、賛成といたします。

議長（小宮山君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（「進行」の声あり）

議長（小宮山君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

2番（大森君） 私は、議案第52号2020年「令和2年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」、賛成の立場から討論をいたします。

9月3日、菅首相の政権投げ出しという事態が起きました。これは、こんな政治は我慢ならないという国民の世論と運動に追い詰められた結果ではないでしょうか。菅政権は、コロナ対応で無為無策と逆行を続け、感染爆発と医療崩壊を招きました。沖縄の辺野古新基地建設の強行、違憲違法な日本学術会議への人事介入など、強権政治の限りを尽くしてきました。政権中枢に関わる国政私物化の問題、政治と金の問題が次々に明るみに出されてきましたが、何一つとして説明責任を果たさず一つとしての反省もありません。こうした政治に対する国民の怒りの声が大きく広がり、政権投げ出しへとなったのではないのでしょうか。

同時に、これは菅首相の一人の問題ではありません。菅首相の最大の看板は、安倍政権の継承でした。ですから、今起こっていることは、この9年間に及ぶ安倍・菅政治が進めてきた弱肉強食の新自由主義と国民への自己責任の押しつけそのものの破綻にほかなんないと思います。この施策は、過去にイギリスのサッチャー政権の破綻で証明済みであります。新自由主義と自己責任の政治を転換しない限り、国民の支持は得られないのではないのでしょうか。

さて、坂城町では、今後のまちづくりの町第6次長期総合計画をはじめ、まち・ひと・しごと創生の総合戦略や公共施設個別施設計画、福祉関係なども長期計画が策定され、スタートの年度でありました。計画に掲げた目標達成に向け、取り組んでいただきたいと思います。

それでは、令和2年度一般会計の決算について。

歳入総額は90億489万2千円、前年度比プラス20億4,335万2千円で、29.4%の増となりました。歳出総額は、89億3,692万3千円、前年度比プラス21億2,293万2千円で、31.2%の増となりました。歳入歳出の増額は、新型コロナウイルス感染症対策費として、特別定額給付金事業や子育て世代への特別給付金事業、地方創生臨時交付金などで、国の支出金が大きな増額となっています。

次に、歳入について、町内の経済状況の元気度を示す自主財源についてであります。

町民税は、前年度比2億5,512万9千円の減で、マイナス19.3%となっています。内訳では、個人分がプラスの4.2%の増、法人分はマイナス50.3%となりました。これは、国税である地方法人税の税率の引下げに伴い、町の法人町民税の税率が11.9%から3.7%減の8.2%に引き下げたことにあります。これは、町の財政を主に法人町民税で賄っている自治体には大きなダメージとなります。坂城町にとっては企業の経営状況の影響がありますが、約7千万円の減額となりました。

その他の町税については、固定資産税は2.2%の増、軽自動車税が7.0%、たばこ税が10.2%の減、入湯税が32.8%の減となっています。

町税の歳入総額は、前年度比2億3,694万7千円で、8.5%の減少となりました。収入未済額全体については、新型コロナ緊急経済対策による徴収猶予等により、前年度との比較して33万4千円の増となりました。収入率では、全体ではやや減少しています。引き続き、現年課税分の滞納を出さないよう努力をお願いするところであります。

財政力指数は、単年度で0.703で、前年度比マイナス0.014ポイント、3年平均では昨年度と同じ0.704%で、前年度と同じく全県77市町村中6位でありました。そして、町村では3位となっております。

公債費比率は、前年度より1.0ポイント減少しました。将来にわたる負担を負うものでありますので、引き続き財政規模に見合った運用が必要と思います。

次に、歳出について、主な点について述べてまいります。

国は、新型コロナウイルス感染症対策として、国民に特別定額給付金事業を実施し、当町においては町民1人10万円の支給で1万4,843人の方に支給をしました。

他のコロナ対策については、各項目ごとに割り振っておりますので、引き続き述べてまいります。

教育・子育て支援関係について。

新型コロナウイルス感染症対策として、子育て世帯への町独自の支援として、子育て世帯への臨時給付金対象外の18歳未満の子に対し1万円、また、18歳未満の子を持つひとり親世帯に2万円の坂城商品券の配付、さらに18歳未満の子全員に2千円の図書カードを配付しました。

就学援助費の追加支給、奨学金の追加給付が実施されました。

特別定額給付金事業の対象後に生まれた子、新生児応援臨時特別給付金事業を行いました。これについては評価するところであります。

小中学校食育給食センター、保育園など、教育・文化施設に感染防止対策を実施しました。

保育園児の3歳から5歳までの子の副食費を無料とし、子育て世帯への負担軽減を図りました。大変評価するところであります。

子育てに関する町の情報などをスマホで受け取ることができる子育て支援アプリの運用もスタートいたしました。

子どもの医療費の窓口無料化について、子育て支援策として500円のレセプト代も町が負担し、完全無償化に踏み切るべきと考えます。

コロナ対策で休校を余儀なくされていることへの対応として、急遽GIGAスクール事業を早めて、小中学校の生徒1人1台の端末とWi-Fiの整備を実施しました。

次に、福祉、医療、健康についてです。

安心して出産、子育てができるよう、妊産婦健診費の助成、不妊治療費、不育治療費への助成及び産後ケア事業が実施されました。

介護ニーズの高まる中、町内の地域密着型特別養護老人ホームに9床が増設されました。まだまだ必要だと思いますが、これもぜひ進めていただきたいと思います。

町民の健康寿命を堅持するため、予防医療を強化し、健康増進事業における各種健診の受診率向上を図っていただきたいと思います。さらに、病気の早期発見・早期治療を促すため、人間ドックや健康診断などの受診料の助成の増額も望むものであります。

次に、環境、エネルギー、温暖化について。

スマートタウン構想の新たな取り組みとして、村上小学校に蓄電池設備の整備を実施しました。平時のCO₂削減による地球温暖化対策と、災害時の際の避難所としての機能を併せ持ったものとなります。大変心強いものと思います。

次に、国連IPCC、国連気候変動に関する政府間パネル、この団体が示す「1.5度特別報告書」は、2030年までに大気中への温室効果ガス、その大半はCO₂とされていますが、この排出を2010年度比で45%削減し、2050年までに実質ゼロを達成しないと、世界の平均気温の上昇を産業革命前に比べて1.5度まで押さえ込むことはできないことを明らかにしました。地球の温暖化を抑え自然災害を未然に防ぐために、坂城町でも2050年ゼロカーボン宣言を表明し、2030年までのCO₂削減目標を掲げようではありませんか。

産業振興について。

新型コロナウイルスの影響による経営環境の厳しい事業所に対し、貸付け後5年以内は金利負担ゼロの経営安定特別資金新型コロナウイルス対策を新設し、貸付け後5年以内で全額利子補給や保証料の全額補給で、事業者に寄り添ったものであります。さらに、生活サービス事業やスタンプラリー事業など、町内飲食店の支援、県と町との協力で、コロナ拡大防止協力支援金事業では、44事業所に支給されました。

次に、坂城駅周辺のにぎわいと活性化のため、鐵のほそ道西側の土地を取得いたしました。今後、観光・商業の拠点として、地域住民の憩いの場、地域の防災拠点など併せ持った利活用の検討をお願いするものであります。

商業店舗リフォーム助成制度で、空き家等店舗の出店のために改修工事や既存店舗でのコロナ対策として、自動ドアの改修工事などにも補助金を交付、商店支援を行っております。

住宅リフォーム助成事業では、21件の利用がありました。改修にあたっては、町内建設業者の利用を条件にしていることから、地域内循環型経済対策として大変重要なものと思います。

町道の舗装改修が、遅々として進んでいません。特に坂城地域は、下水道工事以後、一度も改修されておられません。年次計画を立て、実施すべきと考えます。

安全・安心のまちづくりについて。

県下初となる町犯罪被害者等支援条例を制定し、犯罪被害者支援金を支給しました。痛ましい事件を二度と起こさないためにも、また、被害を受けた方への支援として、大変大事な制度と思

います。

高齢者への特殊詐欺被害防止対策に、自動録音などの機能のある電話機の購入費の助成を開始しました。

次に、見直しを求める事業について述べます。

1つは、人権同和事業です。部落解放同盟坂城町協議会に対し、補助金120万円が交付されています。自治体が特定の運動団体に補助金を出すことはやめ、公平・公正施策に執行にも、人権を守る以上、やめるべきであります。これまで日本共産党が廃止を求めてきた人権政策確立支援負担金30万円に対し、当初予算では計上されておりました。決算書では計上されていません。大変勇気のある決断評価するところであります。今後復活しないことを申し添えておきたいと思っております。

次に、同和地区新築等貸付事業について、調定額約2,628万円に対し、収入未済額約2,600万円となっています。いろいろな事情があるかもしれませんが、借主が返済できないときは保証人にその責任を果たしてもらう必要があります。町が金融機関から借り入れ、部落解放同盟坂城町協議会を通じて同和地区新築資金を貸し付けるという、町が金融業を行った大きな間違いを犯したことが原因であります。改善に努力をお願いするところであります。

2つ目には、松枯れ対策についてです。松枯れ対策については、千曲市は28年度以降、空中散布については見合わせております。また、松本市でも、新しい市長になって実施しておりません。また、EUでは、ミツバチの異常原因である可能性があるとして、ネオニコチノイド系農薬3種類の使用を禁止しています。

日本では、昨年4月、農薬の認可が厳しくなっています。これまで二、三年の実証検証があったものが、5年に延長されております。そして、これまでは河川や魚の影響についてだけでしたが、今後は昆虫や植物にまで検証が課せられております。そして、これまで認可されていた薬が禁止されたことは、いくつもあります。ぜひ、空中散布はやめてほしいと思っております。

最後に、財政調整基金。

財政調整基金が、決算年度末で新たに5,251万円が追加され、約24億6,138万円となっています。今後、公共施設整備等がありますが、町民生活支援、町道の改修などにも基金の一部を活用していただきたいと思っております。

以上、前進面を評価し、問題点を指摘して、私は、議案第52号2020年度「令和2年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」、賛成の立場から討論いたします。

議長（小宮山君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（「進行」の声あり）

議長（小宮山君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（「進行」の声あり）

議長（小宮山君） これにて、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。本案を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（小宮山君） 起立全員。よって本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎日程第4「議案第53号 令和2年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（小宮山君） 社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長（滝沢君） 去る9月13日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託されました、議案第53号「令和2年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、9月14日の委員会において説明員として福祉健康課長、収納対策推進幹、保健センター所長、担当の係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下、その概要についてご報告申し上げます。

<歳入>

- 一般被保険者滞納繰越分の不納欠損の件数、最高額及びその理由は。
- △ 医療給付費分が340件で、最高額が213万1,752円、最古のものは平成6年度である。後期高齢者支援金分は131件で、最高額が16万9,021円、最古のものは平成20年度である。介護納付金分は248件で、最高額が20万6,191円、最古のものは平成12年度で、不納欠損の主な利用は生活困窮や所在不明などである。
- 被保険者の課税所得別の内訳は。
- △ 令和2年度末の被保険者の課税所得別の内訳は、100万円以下1,348名、200万円以下743名、300万円以下360名、400万円以下226名、500万円以下124名、600万円以下70名、600万超205名で、合計3,076名である。
- 国民健康保険税の滞納整理機構への移管の状況は。
- △ 令和2年度の滞納整理機構への移管人数は9名、移管税額は378万6千円で、同機構での徴収金額は153万7千円である。

<歳出>

- 1人当たり医療費の金額と県内順位は。
- △ 令和2年度は、速報値で37万6,234円で、高いほうから27番目である。
- 1人当たり医療費順位も下がっているが、その要因は。
- △ 新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えは一つの理由として考えられる。
- 高額療養費の該当件数の内容は。
- △ 該当件数は2,080件で、100万円以上のレセプトで件数が最も多いのはがんで、6.

3%である。

○ 人間ドック利用者の内訳は。

△ ドックの委託料、補助金を合わせ、日帰りが260件、1泊2日が31件である。

以上で、質疑を終結し討論を省略、挙手による採決の結果、議案第53号「令和2年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、賛成多数により原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で、社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長（小宮山君） 委員長報告が終わりました。委員長報告に対する質疑に入ります。

（「進行」の声あり）

議長（小宮山君） これにて質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

7番（玉川君） 議案第53号「令和2年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、反対の立場から討論を行います。

2020年令和2年度の歳入決算額は13億9,056万744円、歳出決算額は13億8,891万1,016円、歳入歳出差引残額は164万9,728円となっています。

加入状況は、世帯数が1,939世帯、全世帯数の31.2%で3,036人が加入しています。

年齢構成では、2021年3月末の時点で、65歳以上が全体の53%に当たる1,588人、そのうちの70歳以上は全体の32.5%で、前年より56名増の974人となっており、加入者の高齢化により医療給付等の増加に大きく影響を及ぼしていると報告されています。

2020年度の国保税の一般被保険者、退職被保険者合わせての現年度分の徴収率は97.84%、滞納繰越分では17.99%、滞納額は現年分と滞納繰越分を合わせて4,135万7,934円となっています。前年度と比べて収入の未済額は、現年度分が397万3,309円、滞納繰越分が387万8,666円で、それぞれ減少しています。これは、担当課の努力の成果と評価できます。

国民健康保険の加入者は、自営業やパート、アルバイト、非正規社員、退職者、年金受給者など収入が不安定であり、または低い方が多く、2020年度の国保加入者、これを課税所得別で見ると、100万円以下が約43.82%、200万円以下を加えると67.95%となっており、国保税を払いたくても払えないのが現実ではないでしょうか。

さらに、2019年10月からの消費税の10%への増税、年金額は2019年に続いて発動されたマクロ経済スライドにより、物価上昇に追いつかず、さらに、いまだに感染の波を繰り返す新型コロナウイルス感染症による雇用環境の悪化などなど、低収入、年金生活者にはますます

困難な経済状況になっています。2020年令和2年に、国保税の減免をされた35件のうち、13件が非自発的理由による失業、コロナの影響によるものが9件となっています。

国保税の支払が滞った場合に、短期保険証、窓口全額負担である資格証明の発行、そして未交付という対応になってきます。町では、2020年度末で短期保険証が28件、資格証明が2件、窓口預かりで未交付が6件となっています。

保健センターの皆さんの努力で、特定健診の受診率は、令和3年8月末時点の暫定数値で48.3%、2019年度58.7%でしたから、マイナス10.4ポイントで、県内の30位、特定保健指導は54件が受けています。国保の1人当たりの医療費については、2019年度確定値が39万5,930円、県内で多いほうから15番目でしたが、2020年度の速報値では37万6,234円、27番目となったということです。特定健診の受診率や医療費の減少は、やはりコロナの影響で受診離れがあったからではと考えられるそうです。

町の努力によって収入未済額が大きく減ったことについては評価し、一方、保険証の資格証明、短期窓口預かりなどの対応数が、前年度比で僅かな減にとどまったことへの対応として、以下の点について要望します。

国保の税額を下げ、国保税の加入者負担を軽減するために、一般会計からの法定外繰入れをしてください。

国保料の算定基準となる応益割、平等割と均等割ですが、これを廃止してください。この2つが、応益割として国保税の算定基準となっているわけです。

坂城町について見ると、2020年度は2019年度に比べて、医療分の税額は据え置かれたものの、後期高齢者支援金分と介護分において、1世帯当たりの平等割と1人当たりの均等割の税額が600円と900円、それぞれ引き上げられました。

国保税の国庫負担を以前のように45%に戻すよう、国に要請をしてください。

健康な生活を送るために、特定健診の受診率65%を目指した取り組みを引き続き頑張ってください。

窓口負担を軽減して、医療保険にかかりやすくするため、資格証明書をやめ短期保険証にしてください。2020年2月には、コロナ感染症に限定した対策としてですが、資格証明についても、10割の窓口負担を3割または2割負担の保険証と同じ扱いにするという厚生労働省の通達が出ていますが、資格証明そのものが懲罰的であり、人権問題でもあります。それを医療機関の窓口で提示することがためらわれてしまうからです。コロナ後の窓口負担については、国民皆保険、健康保険、受療権、これを守るためにもコロナ限定ではなく、通常の制度にするよう国に要望をしてください。

以上、議案第53号「令和2年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」の反対討論とします。

議長（小宮山君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

6番（大日向君） 私は、議案第53号「令和2年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、賛成の立場から討論をさせていただきます。

国民健康保険は、加入者が安心して医療の提供を受けることができるとともに、健康の維持・増進に向けた保健事業を実施することにより、地域住民福祉の向上に大きく貢献しています。

しかしながら、加入者の減少や高齢化、医療の高度化などにより、市町村国保の運営は大変厳しい状況であり、平成30年度からは県が財政運営の主体になったものの、引き続き健全な財政運営を確保していくことは、今後の重要な課題であると感じています。

こうした状況の中、歳入の柱である国保税の徴収に関しても厳しい状況が続いていますが、個別相談や納税相談等、年間を通じて滞納整理により、国保税の収納率は昨年度と比較して、現年度分で1.3ポイント、滞納繰越分を含めた全体で1.8ポイント向上しており、コロナ禍という厳しい環境の中、税収の確保に向けて大変なご苦勞をいただいているところであります。

一方、歳出は、保険給付費の支払額全体で、9億7,924万円と、前年度より7.1%減少しており、速報値ではありますが、1人当たり医療費も約2万円減の37万6,234円で、高いほうから15位であった順位も27位に下がっています。

こうした医療費の抑制と医療給付の適正化に向けた取り組みとして、生活習慣病の重症化予防に向けた特定健診や特定保健指導を引き続き積極的に実施しており、特定健診の健診料金を無料にするなど、健康づくりに向けた取り組みを推進していただいているところであります。

また、ジェネリック医薬品の利用促進に向けた普及啓発や差額通知、加入者への分かりやすい情報提供などを続け、将来的に医療費を抑制していくための事業も展開されており、健全な制度運営に向けた取り組みが図られているものと思っております。

国保財政運営の安定化を図るため、引き続き国保税の課税・徴収は、町の国保の責務として、被保険者の負担の公平を図る観点からも、適正な徴収を一層図られるとともに、被保険者の健康事業の推進と医療費の抑制におきましてもさらなる取り組みをお願いいたしまして、議案第53号「令和2年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、私の賛成討論といたします。

議長（小宮山君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（「進行」の声あり）

議長（小宮山君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（「進行」の声あり）

議長（小宮山君） これにて、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。本案を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（小宮山君） 挙手多数。よって本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

会議の途中ではありますが、ここで昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午前11時57分～再開 午後 1時30分）

議長（小宮山君） 再開いたします。

ただいまお手元に追加議案の提出がありました。

お諮りいたします。ただいま提出された議案を日程に追加いたしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小宮山君） 異議なしと認め、日程に追加することに決定いたしました。

◎日程第5「議案第54号 令和2年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（小宮山君） 総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

総務産業常任委員長（栗田君） 去る9月13日の本会議において、総務産業常任委員会に審査を付託されました議案第54号「令和2年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、9月14日の委員会において、説明員として建設課長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下、その概要についてご報告申し上げます。

<歳入>

- 下水道事業債の残高のピークはいつか。
- △ 令和3年度、約56億800万円となる。
- 下水道事業債の償還のピークはいつか。
- △ 令和4年度、約3億8,900万円となる。

<歳出>

- 下水道整備の完了予定は。
- △ 令和2年度末で居住地エリアの工事発注がおおむね完了となったが、今後は高低差により接続できなかった箇所等の整備を進め、令和7年度の整備完了を目指す。
- 公営企業会計移行の進捗状況は。
- △ 令和2年度に地方公営企業法適用基本計画を策定した。今後、資産整理や会計システムの導入などの準備を進め、令和6年度から移行する予定である。
- 下水道の接続率は。
- △ 令和2年度末で76.7%である。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第54号「令和2年度坂城町

下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、全員の賛成により原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で、総務産業常任委員会の審査報告といたします。

議長（小宮山君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）認定」

◎日程第6「議案第55号 令和2年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（小宮山君） 社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長（滝沢君） 去る9月13日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第55号「令和2年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、9月14日の委員会において、説明員として福祉健康課長、収納対策推進幹、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下、その概要についてご報告申し上げます。

<歳入>

- 保険料の所得階層のうち、割合の多い階層は。また、徴収方法別の件数は。
- △ 一番は第5段階で1,121名、次いで第6段階の1,099名である。件数は、特別徴収が4,997件、普通徴収が495件である。
- 支払基金から交付される介護給付費交付金の算出方法は。
- △ 第二号被保険者の負担分として介護給付費の27%分が交付されるため、介護給付費の実績に伴い決定される。

<歳出>

- 令和2年度、要支援1の認定者増加の要因は。
 - △ コロナ禍での外出控えによる心身機能が低下し、介護申請につながっていることも一つの要因と推察する。
 - 通常、事業計画の3年目は基金の取り崩しとなるが、介護保険支払準備基金が積立でとなった理由は。
 - △ 第7期計画での給付費の見込みに対し実績が下回ったため、基金への積立てを行った。第8期では、基金を活用する中で保険料の引下げを行っている。
 - 地域包括支援センターを中心とした地域のネットワーク構築についての現状は。また、専門職の人員体制は。
 - △ 町内外の介護サービス提供事業所や、町内の医療機関との情報共有を定期的に行っている。
- 専門職としては、正規職員で社会福祉士と保健師を各1名、会計年度任用職員で社会福祉士と主

任介護支援専門員を各1名配置している。

○ 配食サービスの利用者数と見守りの現状は。

△ 令和3年3月利用者は17名で、前年同期より7名増加した。配食時の安否確認において、本人の様子に異変や訴えがある場合は、地域包括支援センターに連絡をもらい、必要な対応をしている。

○ 健康体操DVD作成の内容は。

△ 千曲中央病院の作業療法士を講師として、上田ケーブルビジョンに作成を委託した。DVDは地域グループ等に配布し、主に活動時の教材として活用いただいている。

○ 地域住民グループ数と、グループ間のつながりは。

△ 令和2年度末で13グループである。コロナ禍前は、社協や地域包括支援センターの職員も交え、年数回の情報交換の場を設けていた。今後も、コロナ感染症の感染動向を見る中で機会を設けたい。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第55号「令和2年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、全員の賛成により、原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で、社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長（小宮山君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）認定」

◎日程第7「議案第56号 令和2年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（小宮山君） 社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長（滝沢君） 去る9月13日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第56号「令和2年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、9月14日の委員会において、説明員として福祉健康課長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下、その概要についてご報告申し上げます。

<歳入・歳出>

○ 3割負担の人数と増減は。

△ 令和3年3月末における負担割合の内訳は、現役並所得者である3割負担が174名、1割負担が2,776名である。3割負担者は令和2年3月末と比較し4人減少している。

○ 保険料の督促件数と納入が遅れる要因は。

△ 件数は136件である。後期高齢者医療保険への移行後、しばらく普通徴収になることや、口座振替も改めて手続をする必要があり、移行前の特別徴収や口座振替が継続されないことが要因と考えられる。

○ 後期高齢者医療広域連合納付金の算定方法は、

△ 納付金は保険料と連動して算出される。

○ 1人当たりの医療費と県内順位は、

△ 令和2年度の速報値は前年度より9,924円減の84万4,137円で、県内順位は高い方から21位であった。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第56号「令和2年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、全員の賛成により原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で、社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長（小宮山君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）認定」

◎日程第8「議案第57号 坂城町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第9「議案第58号 令和3年度坂城町一般会計補正予算（第4号）について」

議長（小宮山君） これより質疑に入ります。

12番（西沢さん） 2点お尋ねいたします。

まず、14ページの款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費の中の新型コロナウイルス予防接種事業について、この内容。

それから、15ページの衛生費の中の目9上水道費の上水道一般経費の中の水道新設補助金、この内容についてお尋ねいたします。

保健センター所長（竹内さん） 14ページ、15ページにかけましての新型コロナウイルス予防接種事業につきまして、接種の体制を整備するための人件費、それから委託料、需用費等に対する新型コロナウイルス予防接種事業補助金と、接種費用の支払いのための接種委託料に対する予防接種負担金が国から交付されることとなっております。

今回の補正予算につきましては、体制整備に係る事業費に対する新型コロナウイルス予防接種補助金が、当初今年の9月までに係る経費を対象としておりましたが、4月から9月までの変更

分と、それから10月、11月分も対象とされたことによりまして、10月、11月に係る人件費等の事業費を計上いたしまして、一般財源としておりました分も合わせまして全額補助金の対象としたものでございます。

また、接種委託料に対する予防接種負担金でございますけれども、こちらのほうが医療機関等におきまして時間外及び休日に接種した分が、もともと示されています1回の接種単価2,277円に対しまして、時間外の接種について803円、休日の接種は2,343円がそれぞれ4月の接種分から上乗せされることとなりましたので、この上乗せ分につきまして3,333万6千円を計上するとともに、全額負担金の対象として歳入を見込んだものでございます。

建設課長（関君） 15ページの水道新設補助金の内容についてご質問いただきました。

この補助金の内容でございますが、坂城町県営水道普及促進補助金交付要項というものがございまして、2戸以上の配水管布設工事に対しまして、50万を上限に2分の1の補助をするというものでございます。

今回、月見区周辺で下水道工事がありまして、それに併せまして配水管を新設をしたいという申請が4件分ございました。額の確定があったことから、今議会で予算計上させていただいたものでございます。

12番（西沢さん） 新型コロナウイルス予防接種事業についてですが、9月に入って募集終了のアナウンスがたしかあったと思います。それで、この9月の最初の9月現在のワクチン接種の接種率なんですけれども、10代、20代がまだ低い状況であるという報告でした。

今のお話ですと、今後この10代、20代の人達の接種はどういう形で行っていくのかということと、それから、今もし分かりましたら、10代、20代の人達の接種率どのくらいになっているか、分かったらお願いいたします。

福祉健康課長（伊達君） 10代、20代の方の新型コロナウイルスワクチンの接種、今後の見通しという趣旨のご質問かと存じます。町では、この9月、先週ですね、18、19日に町の文化センター体育館で集団接種を実施いたしましたけれども、現実的にそこで設けていた予約枠の埋まったのが、おおむね6割から7割弱程度だったと思います。一頃に比べると予約の入り方がだいぶ緩やかになってきているという中で、なかなかちょっともう集団接種という形態は、厳しいかなということは感じております。

今後については医療機関での個別接種、それと県においては、集団接種といったような会場も拡充しておりますので、そういったところをご案内しながら接種を進めていきたいと考えているところであります。

それと、10代、20代の接種率のお話がございましたけれども、手元の集計で先日行った18、19日の集団接種の状況を踏まえますと、すいません、ちょっと10代、20代という分け方をしていないので、ちょっと細かくなりますけれども、まず29歳から25歳ですけれども、

1回目の接種済みが69.2%、それと24から20歳、ここが1回目接種済みが62.6%、19歳から15歳の1回接種済みが75.3%、それと14歳から12歳の1回接種済みが64%という状況になってございます。

ここについては、今後も個別接種が随時入っていきますので、接種率については上がっていくと考えております。

それと、2回目接種がまだ済んでいない集団が何回かありますので、そこが済むとおおむねこの1回目に近い数字は出てくるものと考えているところであります。

先ほど申し上げましたように、今後の接種については、個別接種を中心にとということで若い人達にもご案内をして、接種率を上げていきたいと考えているところでございます。

議長（小宮山君） ほかに。

13番（塩野入君） 3ページの款10、項1、目1、地方交付税であります。当初予算これ8億4千万円に対して、その当初の半分以上、4億5,500万円の普通交付税の補正が組みれておりますが、その補正の内容についてお聞きしたいと思います。

そしてまた、昨年この時期に3億1,500万円の補正がありましたが、昨年に比べて増加しているんですけど、その原因もお聞きをしたいと思います。

6ページ、款18繰入金、項2、目1、節1基金繰入金で、001、財政調整基金4億4千万円繰り戻されました。今年度、今現在の基金残高はどれぐらいでしょうか。

それから、その下の002、減債基金も5千万円がこれ減額補正されましたが、これも今現在の基金残高どれぐらいかお聞きをいたします。

そして、その下の款21、項1町債、目1臨時財政対策債、これ交付税会計絡みになるんですが、この2億円の補正内容ですね、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、歳出のほうでは8ページ、款2総務費、項1総務管理費、目6企画費で24001ふるさとまちづくり基金を、これ当初予算1億円、今回補正となるに8千万円増額されましたが、その増額内容ですね、それをお聞きをしたいと思います。

それから、9ページ、目10業務管理費、節の備品購入費、17002、庁用車、これダンプカー更新に要する費用ということですが、その使用期間だとか走行距離、傷み状況など、所有ダンプカーの状態ですね、それから、その更新するダンプカー、車はこの次は仕様何か現車両と同規模なのか、その辺もお聞きをしたいと思います。

以上です。

財政係長（細田さん） 初めに、3ページ、款10地方交付税の補正額4億5,539万円の内容及び昨年と比較し補正額が増加した原因についてお答えいたします。

補正額の内容についてでございますけれども、普通交付税は国の統一的な項目、基準、係数等に基づいて算定された基準財政需要額と、あと基準財政収入額の差額が交付されますが、初めに

基準財政需要額について、新たな算定項目が加わったほか、算定式に用いられる単位費用や補正係数等が確定したことにより、当初見込みより増額算定となりました。

また、一方で基準財政需要額から差し引く基準財政収入額におきましては、町民税の法人税割分の令和3年度の推計基準税額及び令和2年度実績による基準税額の減額等によりまして、基準財政収入額が当初見込額より減額となったことが増額補正の主な内容でございます。

また、併せましてご質問いただいた昨年度と比較しての補正額が増加となった主な原因でもございます。

続いて、6ページ、款18繰入金、001の財政調整基金繰入金及び減債基金の基金残高でございます。

まず初めに、財政調整基金ですけれども、本補正分まで加味いたしまして、財政調整基金残高は24億8,968万9千円となります。

また、減債基金の残高につきましては、7億2,831万円でございます。

次に、同じく6ページ、款21町債の中の臨時財政対策債の補正額2億778万6千円の内容についてでございますけれども、臨時財政対策債につきましては、国から地方自治体に交付する地方交付税の原資が国において不足した際に、その不足分について地方自治体が借り入れる地方債で、普通交付税額の決定と合わせまして発行額が国から示されるものとなっております。

今回の補正につきましては、普通交付税の決定額が当初見込額より増額になったことにより、款10の普通交付税と合わせまして、款21の臨時財政対策債について国から示された発行額により、増額補正をするものでございます。

なお、臨時財政対策債の元利償還金相当額につきましては、今年度の普通交付税により全額措置されることとなっております。

企画調整係長（宮下君） 8ページ、款2総務費、項1総務管理費、目6企画費、まちづくり推進事業における節24積立金ふるさとまちづくり基金のこちら当初予算1億円のところ、今回の補正で8千万増額の内容でございますけれども、こちら年度の受け入れる寄附の額というのを見込んで、当初で1億円というところで計上していたところでございますが、全国の多くの皆様に坂城町をご評価いただく中で、たくさんのご寄付をこれまでいただきまして、この年度末までの寄附受入額というところを見込んで、今回の補正で8千万円の増額をしたところでございます。

総務係長（瀬下君） 私からは、予算書9ページ、款2総務費、項1総務管理費、目10、総務管理費の業務管理一般経費のうち、乗用車650万円、ダンプカーの更新に関してお答えいたします。

まず、現行のダンプカーの使用期間、それから走行距離、傷みの状況でございますけれども、使用期間につきましては平成元年から33年使用しておりまして、走行距離は約5万6千キロ、傷みの状況といたしましては、経年劣化によりますサスペンションの老朽化ですとか、エンジン、

ギアの不調、また塗装の剥がれ、それから内装でいいますとシート等の劣化が激しいといった状況があるところであります。

それから、更新する車の積載量、それから仕様等についてでありますけれども、積載量につきましては現行と同じ2トン車のもので、仕様につきましても現行のものと同等の仕様のを考えております。

13番（塩野入君） 地方交付税でございます。これ4月、6月の概算請求、これ8月末の決定を受けて普通交付税、これよく大体決まったと、こういうことになるわけですが、その基準財政需要額と、それから基準財政収入額から見て、今年度の普通交付税額のこの状況、どのように分析されたかどうか、それをお聞きをいたしたいと思えます。

それから、財政調整基金、当初予算で3億6,700万円、1号で200万円、2号補正で6,500万円、3号補正で700万円ということで、これだけ出しているんですが、今回それと大体同額の4億4千万円が今回戻されているんですが、その原因は何でしょうか、お聞きをします。

それから減債基金、これはこれも全額繰り戻されておりますが、今年度その元金を返済するよなそういう該当する起債がなかったのかどうか、その辺もお聞きをしたいと思えます。

それから、ふるさと基金につきましては、現在の基金残高どれぐらいでしょうか。

それから、寄附金の使い道4項目ありますよね。その4項目の件数、どのぐらいでしょうか。

それから、返礼品の協力事業者数どのぐらいか。

それから、返礼品の人気ランキングといいますか、シャインマスカットか何かあるんですけど、ランキングをちょっとお聞きをしたいと。

それから、返礼品のなしの寄附金はあるのかどうか、それをお聞きをいたします。

それから、町にダンプカー2台ですかね、何台あるんでしょうか。それで、それどこが所属しているんですか。これ更新車の所管っていうのは、これは総務課でしょうか、どこでしょうか。

それと併せて、区などへこれ年間貸出ししていると思うんですけども、貸し出し状況、それから更新車も、やっぱりこれまでと同じように貸出し状況をするのかどうか、その辺も併せてお聞きをいたします。

財政係長（細田さん） 再質問に順次お答えしてまいります。

まず初めに、今年度の普通交付税をどのように分析したかというご質問でございますけれども、先ほどの補正の増額理由と重複いたしますが、個人町民税税割額において令和3年度の見込額が前年度より減額となったことに併せまして、また令和2年度の実績による精算による減額となった分が基準財政収入額の算定に反映され、基準財政収入額が減額となったことが前年度からの増額に結びついたものと考えております。

次に、財政調整基金からの繰入金でございますけれども、今回の補正予算第4号におきまして、令和3年度普通交付税額決定による増額補正により、当初予算及びこれまでの補正予算編成時に

において不足した財源を賄うために繰り入れていた財政調整基金について、繰り戻しを行ったものでございます。

また、減債基金につきましても、当初予算編成時において財源が不足したことから、償還額等に対し基金からの繰入れを行いましたけれども、今回の補正における普通交付税の増額等により、財源の確保ができたことから、繰り戻しを行ったものでございます。

企画調整係長（宮下君） ふるさと納税関係の再質問に順次お答えいたします。

まず、現在の基金残高はということですが、今年度当初のところではふるさと寄附金の受入額1億円を見込んでいたところで、1億2,324万6千円で行いました。その後、第4号補正についてお認めいただいた後には、こちらの額が追加されるというところでございます。

また、寄附金の使い道4項目別の件数ということでございますが、令和3年8月末現在におきましては、ふるさとさかきの未来を担う元気な子ども達を応援、こちらにご寄付をいただいたのが2,134件、歴史・文化を次世代に引き継ぐふるさとさかきを応援、こちらにいただいたのが244件、花と緑、ばらいっぱいふるさとさかきを応援、こちらにいただいたのは329件、ふるさとさかきのまちづくりを応援、こちらにいただきましたのが3,362件でございます。

また、返礼品協力事業者数でございますが、こちらと同じく令和3年8月末現在のところ、令和3年度に一度でもポータルサイトに掲載のあった事業者は25事業者でございます。

そして、返礼品の人気ランキングということでございますが、こちらでも8月末現在のところでは、件数の多い順に1番がシャインマスカット、2番がナガノパープル、3番が巨峰などといった順位になっております。

そして、最後に返礼品なしの寄附金はあるかのご質問でございますが、8月末現在、今のところ本年度はないという状況でございます。

総務係長（瀬下君） ダンプカー更新の再質問のうち、まず所有する台数と所管でございますけれども、現在町では2台有しております、それぞれ住民環境課、それから建設課が所管となっております。今回更新いたしますものは、住民環境課所管のものとなります。

続いて、更新車の所管でございますけれども、更新に関しましては総務課が所管をしております。

それから、区等への年間の貸出しの状況と今後も貸し出すのかといったことでございますけれども、年間で延べ約60日間区等への貸出しを行っております。更新車に関しましても、これまでと同様貸出しを行う予定としております。

議長（小宮山君） ほかにございませんか。

6番（大日向君） 1点お願いします。21ページ、歳出なんですけど、款8土木費、項5都市計画費、目4の公園管理費の14005、遊具整備等工事とありますが、この工事の場所と内容、それとこれ県から支出金で木質空間整備事業補助金というのが出ているんですけども、これは

どのような目的のために使われる補助金なのかの説明をお願いします。

建設課長（関君） 21ページの公園管理一般経費の中の遊具整備等工事の内容についてお答えさせていただきます。

まず、この工事の内容でございますが、和平公園に設置されておりますバーベキューとかする関係で、今現在設置してありますテーブル、それからベンチ、これを大分傷みが激しくなっているということもありまして、入替えをしていきたいというふうに考えております。

テーブルにつきましては、今事務局のほうで想定しているのが1メートル掛ける1メートル50ぐらい、ちょっと大きなテーブルなんです、それを3基、それからベンチを1対、1つにつきまして両側に3人がけぐらいできるものを1対ですので、計6基を予定しております。

補助金の内容、木質空間整備事業補助金でございますが、この内容につきましては、森林づくり県民税を活用しまして、主に子どもの居場所をつくることを目的に、県産材を利用した事業に対して4分の3補助をするというものでございます。

事業費の50万が上限となっておりますので、50万掛ける4分の3を補助金としてマックスでいただきたいというふうに考えているものでございまして、補助申請に対して採択になったものということでございます。机、椅子などの調度品に対しての補助という内容でございます。

議長（小宮山君） ほかにございませんか。

11番（吉川さん） すみません、3点お願いします。

まず、17ページの一番下の目2林業振興費、12003、調査委託費319万、この内容と、それから20ページの道路改良事業のA01号線のこの内容、それと一番下の道路改良事業舗装修繕、この内容。

そして、21ページの公園管理一般経費のところ印刷製本費がございまして、この内容についてお願いいたします。

商工農林課長（竹内君） 17ページの款6農林水産業費の項2林業費、目2林業振興費の中の委託料の関係で、調査委託でございますけれども、こちらにつきましては、苧屋原区内の字比丘尼石の地籍にございます町の町有地内の関係なんですけれども、そこに岩根群、いわゆる岩の固まりがございまして、その岩根群について落石の恐れがあるという箇所がございます。しなの鉄道にも危険を及ぼす可能性があるということから、治山対策を手がけているコンサルタント会社への委託による現況調査を行いまして、落石シミュレーションの作成と落石対策工事の工法検討を行うものでございます。

建設課長（関君） 土木費の関係で3点ほどご質問をいただきました。

まず、道路改良のA01号線の内容でございます。道路A01号線につきにつきましては、酒玉工区がおかげさまで若草橋から大口の交差点まで道路改良になったところでございます。

その南側の視距を確認したところ、現道と接道が非常に見づらいということもございまして、

その必要性は十分認識していたところなのですが、道路改良をしっかりと、やっぱりその接道のところが視距が取りづらいという関係もございまして、そちらの用地買収につきましてしたいというふうに考えていたところなのですが、税務署協議ですとか、国の認可区域だとか、そういったものの縛りがありまして、そここの協力を勧めたところ隣接地だから大丈夫でしょうと、いいでしょうということもありまして、税務署協議、そういったものの協議が整ったところから、そちらの買収のほうにシフトをしたいというふうに考えているところでございます。

2点目の舗装修繕工事についてでございますが、こちらにつきましてはA01号線の新地地区字押出というところなんですけれども、路盤舗装の傷みが激しいというところから、そちらのほうの舗装を剥ぎ取りまして、路盤の高さを調整し、その上に舗装をかけたいという内容でございます。

もう一点目の、次の21ページの公園管理費の印刷製本費の関係でございますが、こちらにつきましては公園のパンフレットを感染防止、そういったものの注意喚起をしながら新しいパンフレットを作りたいというふうに考えておる内容でございます。

11番（吉川さん） 最初に調査委託の内容分かりました。これについては、コンサルタント会社から調査結果が出た後の取り組みをどのような形で町は予定されているでしょうか。

そして、用地買収がこれで建物補償が2千万ということについて、これで整いますと工事のほうに発注をかけていくと思いますが、工期については今年度中に終わる予定でしょうか。また、通学路にもなっていますが、その体制についてはどのような形をとるでしょうか。

それと、最後の印刷製本費ですが、これは何部ぐらいを予定されていて、配布についてはどのような形で周知を図っていくのか、対外的にも配っていくのか、その辺についてお願いいたします。

商工農林課長（竹内君） 委託調査の調査後についてどのように取り組んでいくかということでございますけれども、今回先ほども申し上げたとおり落石対策工事の工法検討をまず行います。その後、その工法について県またしなの鉄道とともに協議をして今後の対策について決定をし、予算をとって対策工事のほうを進めていくという形になります。

建設課長（関君） まず、A01号線の関係でございますが、用地買収をした後に一部すりつけの部分につきましては、現道としっかりすりつけることによって、通行がスムーズにできるようなところまでは工事をしたいというふうに考えております。また、通学路ということでございますが、おかげさまで今回、酒玉工区の工事をしまして、歩道が接続になった形になっております。ですので、そちらのほうを安全に通れることができるようになったかなというふうに思っております。

それから、パンフレットの関係ですが、私どもで今計画しているのは5千部を印刷できればというふうに考えております。こちらにつきましては、それぞれの場所に配布してPRしていったり、こちらのほうに問い合わせがあったときには配布して、公園のPRに努めていきたいと考え

ております。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第10「議案第59号 令和3年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第11「議案第60号 令和3年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第12「議案第61号 令和3年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第13「議案第62号 令和3年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

議長（小宮山君） 次に、追加議案の審議に入ります。

お諮りいたします。追加日程第4「閉会中の委員会継続審査の申し出」の前に、追加日程第5「発議第3号 選択的夫婦別姓制度の法制化について議論を求める意見書について」を先に審議したいと思います。

先に審議することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小宮山君） それでは、追加日程第1「議案第63号 令和3年度坂城町一般会計補正予算（第5号）」から追加日程第5「発議第3号 選択的夫婦別姓制度の法制化について議論を求める意見書について」までの4件を一括議題とし、議決の運びまでいたします。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（小宮山君） 朗読が終わりました。

最初に、提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） では、議案第63号「令和3年度坂城町一般会計補正予算（第5号）」について、

ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,360万円を増額し、歳入歳出予算の総額を72億3,074万円とするものであります。

歳入の主な内容としましては、地方創生臨時交付金事業者支援分などの国庫支出金1,645万9千円、特別警報Ⅱ発出市町村に対し事業者支援を目的として交付される県支出金760万円、財政調整基金繰入金1,754万1千円をそれぞれ増額し、びんぐし湯さん館施設整備等基金繰入金930万円を減額するものであります。

一方、歳出の主な内容につきましては、新型コロナウイルス関連事業者支援として、売り上げが30%以上減少している中小企業者に、支援金を支給する「中小企業等事業継続支援金」2千万円、感染対策に取り組む事業所を支援するため、信州の安心なお店の認証を取得した飲食店等に支援金を支給する「信州の安心なお店推進支援金」760万円をそれぞれ増額するほか、源泉水中ポンプ交換工事について、緊急を要するため予備費を充当し対応したことから、温泉施設維持補修工事について930万円を減額し、合わせて予備費を1千万円増額するものであります。

以上、よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（小宮山君） 次に、趣旨説明を求めます。

総務産業常任委員長（栗田君） 私からは、発委第4号「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について」、趣旨説明を行います。

意見書の朗読をもって、趣旨説明に代えさせていただきます。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威を加わり、我が国の各方面に甚大な経済的社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増崇が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

1、令和4年度以降、3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

2、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じ

られた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金などにより対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

3、令和3年度税制改正によって講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。

4、令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、さらなる延長は断じて行わないこと。

5、炭素に係る税を創設または拡充する場合には、その一部を地方税または地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げて、趣旨説明といたします。

議長（小宮山君） 続いて、趣旨説明を求めます。

2番（大森君） 私からは、発議第2号「沖縄戦戦争戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書について」、趣旨説明を行います。

意見書の朗読をもって、趣旨説明に代えさせていただきます。

沖縄戦では、一般住民を巻き込んだ悲惨な地上戦が行われ、多くの尊い命が失われた。糸満市摩文仁の平和記念公園内にある「平和の礎」には、国籍や軍人、民間人の区別なく、沖縄戦などで亡くなった長野県出身者1,376名を含め24万1,593名の氏名が刻銘されている。

糸満市摩文仁を中心に広がる南部地域は、1972年の本土復帰に伴い、戦争の悲惨さや命の尊さを認識し、戦没者の霊を慰めるために、自然公園法に基づき、戦跡としては我が国唯一の「沖縄戦跡国定公園」として指定されている。同地域では、沖縄戦で犠牲を強いられた沖縄県民や命を落とされた多くの兵士の遺骨が残されており、戦後76年が経過した今でも戦没者の収骨が行われている。さきの大戦で犠牲になった人々の遺骨が入った土砂を埋め立てに使用することは人道上許されない。

よって、坂城町議会は下記の事項が速やかに実現されることを強く要請する。

記

1、悲惨な沖縄戦の戦没者の遺骨等が混入した土砂を埋め立てに使用しないこと。

2、日本で唯一、住民を巻き込んだ苛烈な地上戦があった沖縄の事情を鑑み、「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」により、日本政府が主体となって戦没者遺骨収集を実施すること。

以上、よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようよろしくお願い申し上げまして、私の趣旨説明といたします。

議長（小宮山君） 次に、趣旨説明を求めます。

11番（吉川さん） 私からは、発議第3号「選択的夫婦別姓制度の法制化について議論を求める意見書について」、趣旨説明を行います。

意見書の朗読をもって、趣旨説明に代えさせていただきます。

平成30年2月に内閣府が公表した世論調査では、夫婦が望む場合に結婚後も男女がそれぞれの姓を名乗ることを可能とする「選択的夫婦別氏（姓）」を導入するための法改正に賛成・容認と答えた国民は42.5%となり、反対の29.3%を上回ったことが明らかになった。

少子高齢化が進む現在においては、一人っ子同士のカップルや子連れ再婚、高齢での結婚も増えており、改姓を望まない場合も少なくない。また、改姓を強制されるための結婚を諦める人が4%おり、非婚、少子化につながる要因の一つともなっている。

夫婦のどちらかが改姓をしなければ婚姻できない現制度では、自己同一性の喪失による苦痛や姓を維持するために法的な補償が少ない事実婚の選択などの問題が生じている。

このような日本の現状に対し、国連からは民法を見直すことを記した3回の是正勧告が出され、また平成27年12月及び本年6月23日に示された最高裁判所判決においては「夫婦の氏についての制度」の在り方について、「国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならない」とし、国会に対し、議論と判断が委ねられている。

しかしながら、依然として今日に至るまで、国会での議論が進まない状況にある。よって、坂城町議会は、国において下記の事項を実現するよう要請する。

記

1、選択的夫婦別姓制度の法制化について、議論を積極的に行うこと。

以上、よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

議長（小宮山君） 提案理由の説明及び趣旨説明が終わりました。

ここで、議案調査のため、10分間休憩いたします。

（休憩 午後 2時40分～再開 午後 2時50分）

議長（小宮山君） 再開いたします。

◎追加日程第1「議案第63号 令和3年度坂城町一般会計補正予算（第5号）について」
「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第2「発委第4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について」
「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第3「発議第2号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書について」
「質疑、討論なく（原案賛成、挙手多数により）可決」

◎追加日程第5「発議第3号 選択的夫婦別姓制度の法制化について議論を求める意見書について」

議長（小宮山君） これより質疑に入ります。

（「進行」の声あり）

議長（小宮山君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

8番（栗田君） この議論については、あまりにもたくさんミスリードがあつて、全く本質に触れた議論が一切なくということ、もう2、3か月前から、私、言っているんですけど、それで私の話聞いた人も誰一人として反論してこないというのが、全くよく理解できないんですが、そのことはいいとして、あとの賛成討論なさる方が私が今から言うことについて、きちっとした反対意見を述べてくれると思いますので、それを期待して、まず、これ、基本的には氏名の法的性質を変更しようというタイプの議論なわけですね。結婚をするというときに、自分の今まで名乗ってきた、自分の家名、氏名と言ってもいいし、あちらふうに言うと皆さん分かるんですけど、ファミリーネーム、プラス個人名、これで氏名というものは出来上がっているわけです、当然、氏、プラス名前ですから。

ところが、夫婦別姓という話になると、じゃあ、ファミリーネーム、家族名はどうするんですかという話になると、つまり、なくなるわけですね。ここで皆さんもちょっと考えていただくと分かると思うんですけど、ものすごく奇妙な論理になるわけです。つまり、自分の家名を変えたくないから夫婦別姓を主張する、もう、その好きになった亭主以上に自分の家名を大事にする、それはそれで結構だと私も思います。それで、その方のお子さんはどうなるかということ、この人が死んでも守りたい家名、ファミリーネームは持たないお子様が出来上がるわけですね。つまり、その別姓問題の姓ということを行っているなら、その別姓にした一代だけが別姓を享受できる。その次の代、その次の子ども達からは、別姓もへったくれも、姓がなくなるわけですから、全てが個人名になる。これは1996年の法制審議会の小池信行さんという方、この人は賛成派です、法務省側の人間ですけど、その方が明確に言うておられますから、そのお子様の姓については、どうするのが慎重な議論を必要とすると言っているだけで、極めて無責任なんです。それで、最後に18歳になったら勝手に選ばばというような話をしている。私が問題にしているのは、社会の一番の基本というのは、家族であると。私にとっての本当に全世界、家庭なわけですね。その家庭に、名前もなしの家庭をつくり上げておいて、自分が死んでも守りたいと思っているその家名、ファミリーネームを変えたくないと言っている方が、子どもはどうするんですかと言われたとき、ごさいません、子どもは勝手に18になって、好きな選ばばというような話をする。ここのところがどうしても理解できない。

ミスリードの中には、やりたい人がやればいいんじゃない、うちは関係ないと言いますが、これは氏名の法的性質を変えるということですから、全日本国民が、例えばそのうちは同姓であると言ったところで、そんなの通用しないわけですよ。小林幸子さんというのがいて、じゃあ、お父さんは小林ケイタロウさんですね、いえいえ、黒田マルオさんですとか、訳わかんない話になるわけです。当然、なりますよね、それは。つまり、家名をその人達、この別姓を使用する人達1代だけは自分の家名を守れたということで大喜びして、結婚でも何でもなさるわけですけど、その息子さん、娘さん達は、家名はもう蒸発しちゃっている。私は、こういった制度を出すときに、もったきちとした、後どうなるのかということを慎重に考えた上で、そこのところもきちっと制度設計の、全部きちっとやれとは言いませんけれども、こうなるであろうぐらいのものはきちっと示してもらいたい。それもやらずに、とにかくやってみなきゃどうなるか分からないなんて、そんな危険なことをこの社会の中でやるべきではないと、これが反対討論です。

議長（小宮山君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

7番（玉川君） 栗田議員さんから、自分を説得してみろというような雰囲気もありましたけれども、まず、追加第5、発議第3号「選択的夫婦別姓制度の法制化について議論を求める意見書について」賛成の立場から討論を行います。

まず、一言言わせていただきますが、これ、選択的ということは大変重要なところがありまして、先ほどの栗田議員さんは、自分、選べるからいいんじゃないかというようなことでもって、最初から話に乗らないというか、そういうこともありましたんですが、そこを我々は大切だということでもって、選択をすることができるということ、それと、理解、この議論を進めてほしいというのは、そういった栗田さんのような意見も含めて議論を進めていって、よりよい制度にしていってもらいたいと、そういうところからこの意見書、上げていただきたいというつもりでやっています。

ちょっと、用意してきました物を読ませていただきます。

現在、民法750条と戸籍法74条の1項で、戸籍上の結婚、これ、法律婚、これをするには、当事者のどちらかの氏または姓に統一しなければならないとされておって、2015年の厚生労働省の調査では、現実的には約96%が男性の姓を選んでいる、そういうことがあるようです。

近年、女性の社会進出が進むにつれて、法律婚で苗字が変わること、逆に事実婚を選ぶことで社会的な不便、不利益があることというものが当事者の皆さんから訴えられて、多くの場で議論が高まっているところであります。法律婚で苗字を変えたことで、運転免許証やパスポートなど多くの書類の名義変更に関わされたり、自分でなくなってしまうのではないかと精神的な苦痛も訴える方もいらっしゃいます。

法律婚と対をなすのが事実婚です。苗字を変えずに夫婦同等の関係を持つことができますけれども、不利となることも多く、子どもの親権を夫婦で共同では持てないとか、日常の契約、例え

ば賃貸住宅、保険など、そういったもので複数の証明書類が必要となっています。また、相続権がなく、配偶者控除、医療費控除、相続税の控除などが適用されないで、税の負担が多くなってしまふという不利益もあるようです。

世論調査でも、平成29年の家族の法制に関する世論調査、これで見ると、年代別に見ますと、18歳から29歳が賛成している、法改正をしてもいいと答えた割合ですが、18歳から29歳が50.2%、30歳から39歳が52.5%、40歳から49歳が49.9%、50歳から59歳が48.2%ということで、日本の未来を背負って立つ年代において、別姓を認める意見が多数であったということです。また、最近では、早稲田大学の棚村政行教授が選択的夫婦別姓制度について、全国60歳未満の7千人にアンケートを行って、賛成が7割となったと、2020年の11月18日に発表をしています。

既に、平成8年の法制審議会では、選択的夫婦別姓制度を前提とした改正法律案の要綱を答申していますけれども、この中では結構細かく決めてありまして、先ほど栗田議員さんもおっしゃっていましたが、子ども達の姓について、複数いる子どもの姓は同一にするなど詳細について明記されていますので、ぜひご覧ください。

しかし、それは答申されただけで、自民党の事前審査で反対意見が多く、結果として、国会には提出されていませんでした。さらに、男女共同参画基本計画においては、第4次計画までは選択的夫婦別姓制度を検討するとなっていたものが、最新の2020年の12月の閣議決定での第5次計画になると、選択的夫婦別姓制度についての文言がなくなっています。このままでは後退してってしまうのではないかと恐れています。

提出された意見書にあるように、最高裁大法廷の補足意見が2回、そして国連の是正勧告が3回など、この問題については、国内外から国民の代表である国会での議論が望まれ続けているということなんです。ですから、先ほどからおっしゃっていますように、まずは話し合いをすると。初めから取りつく島もないようなことをおっしゃらずに、話し合いをしましょうということでもって、その場を国会でやってもらいたいと、そういうことがこの意見書の趣旨であると思っています。

繰り返しになりますけれども、選択的としているのは、望む人が望む姓を選択できる制度を実現して、姓選択の幅を広げることによって、社会的、精神的不利益を被っている人、こういった人の不利益をなくしたいということ、それ一点です。意見書は、そのための議論を国会で進めてほしいというものです。

以上、ジェンダー平等がSDGsとしても注目されて、選択的夫婦別姓制度が自民党総裁選の論点になるなど、議論の時期が来ていることを訴え、追加第5、発議第3号「選択的夫婦別姓制度の法制化について議論を求める意見書について」の賛成討論とします。

議長（小宮山君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

(「進行」の声あり)

議長(小宮山君) 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(「進行」の声あり)

議長(小宮山君) これにて、討論を終結いたします。

これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長(小宮山君) 挙手多数。よって本案は原案のとおり可決いたしました。

◎追加日程第4「閉会中の委員会継続審査申し出について」

議長(小宮山君) 各委員長から会議規則第75条の規定による閉会中の委員会継続審査、調査の申出がありました。お手元に配付のとおりであります。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査、調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(小宮山君) 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査、調査とすることに決定いたしました。

議長(小宮山君) 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

ここで町長から閉会の挨拶があります。

町長(山村君) 令和3年第3回坂城町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

9月2日に開会されました本定例会は、本日までの21日間の長きにわたりご審議をいただきました。提案いたしました人事案件、工事請負契約の締結、令和2年度一般会計及び特別会計決算の認定、条例の一部改正、令和3年度一般会計及び特別会計補正予算、また追加でお願いいたしました一般会計補正予算(第5号)など、全ての議案に対し原案どおりご決定を賜り誠にありがとうございました。

さて、源泉ポンプの故障により15日から臨時休業としておりましたびんぐし湯さん館、温泉スタンド、ふれあいセンターの浴室利用につきましては、議員各位のご配慮をいただく中で、ポンプの交換工事が無事完了し、昨日から営業を再開いたしました。びんぐし湯さん館は、本来定休日となる本日も営業しておりますので、突然の休館でご迷惑をおかけいたしました。引き続きのご利用をお願いしたいと思います。

また、新公共交通システムの構築につきまして、先週16日に地域交通利用促進協議会を開催いたしました。タクシーを使った定額乗り合い事業の導入を図るとする部会案につきまして、了

承をいただきましたことから、今後、実証実験に向けた運行申請等の準備を進めてまいります。

さて、17日に告示されました自民党総裁選は、4人が立候補し、混戦の様相を呈しております。来週29日には投票がなされ、来月の臨時国会を経て新政権が誕生する予定となっておりますが、国におきましては、喫緊の新型コロナウイルス感染症対応や経済回復の政策展開と、さらなる地方創生の政策をお願いするところでございます。

7月下旬以降、全国に急速に感染が拡大した新型コロナウイルスの第5波は、ようやく落ち着きを見せてきたとはいえ、いまだ19の都道府県には緊急事態宣言が、また、8県にはまん延防止等重点措置が発令されており、予断を許さない状況が続いております。

長野県内におきましても、8月中はこれまでにない感染の拡大が見られ、医療非常事態宣言が発出されるとともに、県独自の感染警戒レベルは全県で5に引き上げられましたが、9月に入り感染動向が落ち着きを見せたことで、感染警戒レベルは4に引き下げられ、医療非常事態宣言や医療警報も解除となりました。しかしながら、隣接の上田市や諏訪市、茅野市では、感染再拡大により再び感染警戒レベル5に引き上げられるなど、感染動向は一進一退を繰り返しており、今後も油断することなく、感染防止対策を徹底していく必要があります。町民の皆様には、引き続きご協力をお願いいたします。

一方、感染防止対策の鍵として鋭意進められているワクチン接種につきまして、全国で5割以上の方が2回の接種を完了したとのことであります。

当町におきましては、接種が順調に進み、9月20日現在、対象人口に対する接種率は、1回目が85.8%、2回目が69.5%で、全国と比較して大変高い接種率となっており、接種が進むにつれ、現在は予約の入り方もかなり緩やかになってきております。こうした状況に鑑み、今後のワクチン接種につきましては、文化センター体育館での集団接種を一旦終了し、個別接種を中心に進めてまいりたいと考えております。

また、テクノハート坂城協同組合が主体となって実施しております職域接種につきましても、昨日までに約1,100人が1回目のワクチン接種を完了しており、こちらも順調に進んでおります。多くの方が接種を受けることで少しでも新型コロナウイルスが蔓延する前の日常に近づくことを願っております。

さて、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、利用客や売上げが減少している飲食店等事業所の支援策として、10月1日から、さかきのお店応援券事業及びスタンプラリー等消費回復応援事業を実施いたします。これらの事業はいずれも、同感染症の影響を受けている町内飲食店など、事業所の利用促進と経営安定、また、町民の皆様の消費喚起を促し、地域経済の活性化を図るため実施するものであります。

また、スタンプラリー等消費回復応援事業では、ねずこん生誕10周年を記念して、デジタルスタンプラリーの達成者にスマートフォン用のねずこんの壁紙を、また、びんぐし湯さん館や鉄

の展示館などの町内観光施設入館者に対しては、ねずこんアニバーサリーカードなどをプレゼントいたしますので、大勢の皆さんにご利用、ご参加をいただきたいと思っております。

また、本日、追加の補正予算でお認めいただきました新型コロナウイルス緊急対策事業につきましても、10月1日から申請を受け付け、売上げが減少した事業所に対して支援金を迅速に給付し、町内事業所の事業継続及び経営の安定につなげてまいりたいと考えております。

さて、9月20日の敬老の日になみ、各地区で行われる敬老祝賀行事につきましては、昨年同様、新型コロナウイルスの感染が懸念される状況が続く中、お祝いの品をお配りする地区がほとんどとお聞きをしております。こうした状況に鑑み、町では昨年度に続き、祝賀行事を祝い品の配付に代えた場合の経費について補助をすることとしておりますので、ご活用いただきたいと思っております。

また、去る9月4日に、99歳の白寿と100歳以上の方を対象として敬老訪問を実施いたしました。当日は、ご都合のついた13人の方に直接お会いし、お祝いの品をお贈りするとともに、今年度100歳になられる4名の方には、県知事のお祝い状も合わせてお渡しいたしました。この先も、どうかお元気で長生きされますようお祈りいたします。

さて、保育園の運動会は、先週末の18、19日に開催を予定しておりましたが、長野県域の感染警戒レベルが依然高いことから、10月2日に延期することといたしました。また、小学校の運動会につきましても、今年度も春の実施を見送り、10月の平日に開催する予定としております。

実施にあたりましては、保育園、小学校ともに、感染防止対策を徹底し、保育参観、学習発表会として、来賓はお招きせず、保護者の皆さんに子ども達の頑張る姿をご覧いただけるよう対応してまいりたいと考えております。

また、鉄の展示館では、特別展としまして、「天華百剣と名刀写し展 in 坂城」を11月21日日曜日まで開催しております。この展示会は、コミックやゲームで人気がある天華百剣とそこに登場する名刀の写しのコラボレーション企画で、宮入小左衛門行平刀匠が石田切込正宗の写しや、先代の行平刀匠による大般若長光の写しも特別に展示されますので、大勢の皆様にご覧いただければと思います。

さて、10月1日、2日には「2021さかきモノづくり展」が開催されます。今回のモノづくり展は、町内企業が保有する高度な技術力と強み、ゼロカーボンや海洋プラスチック問題といった環境への取り組みなどを町内外へ広く発信するとともに、UIJターン就業を促進させることで、町内で働き、暮らす人材の確保につなげる持続可能な町づくり、そして、SDGsの達成を目指すことも目的としております。

新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、ブース出展（リアル展示）は中止となりましたが、町内企業によるプレゼンテーションやパネルディスカッション、連携協定を結ぶ大学による特別

講演や坂城高校及び坂城中学校の学習発表など、様々な企画がオンラインにより配信されますので、多くの皆様にご視聴いただきたいと思います。

また、本年3月に初めて開催され好評いただきました「さかきオンラインワインセミナー」の第2弾が、坂城町振興公社の主催により10月31日に開催されます。本イベントは、教材用ワインが参加者の自宅に届き、オンラインで参加できるワインセミナーです。定員の80名に達し次第、締切りとなっておりますが、来月10日を期限に申込みを受け付けておりますので、ぜひご参加いただきたいと思います。

さて、9月も半ばを過ぎ、夕暮れもかなり早くなりました。昨日21日から30日までの10日間、「子供と高齢者を始めとする歩行者の安全確保と夕暮れ・夜間の交通事故防止、飲酒運転等悪質・危険な運転の根絶」を運動の重点として、秋の全国交通安全運動が行われます。交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるなど、より一層の啓発活動を行い、交通安全意識の高揚に努めてまいります。

朝夕はかなり涼しくなり、間もなく秋本番を迎えますが、議員各位におかれましては、健康に留意され、ご活躍されますことを祈念申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。

議長（小宮山君） これにて、令和3年第3回坂城町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（閉会 午後 3時20分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

坂城町議会議員 小宮山 定彦

坂城町議会議員 祢津 明子

坂城町議会議員 中島 新一

坂城町議会議員 大日向 進也

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

坂城町議会議長

坂城町議会議員

坂城町議会議員

坂城町議会議員